

平成 26 年第 4 回玉城町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 26 年 9 月 11 日（木）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 26 年 9 月 12 日（金）（午前 9 時 01 分）

出席議員 1 番 中西 友子                      2 番 北 守                      3 番 坪井 信義  
 4 番 北川 雅紀                      5 番 中瀬 信之                      6 番 山口 和宏  
 7 番 奥川 直人                      8 番 山本 静一                      9 番 前川 隆夫  
 10 番 川西 元行                      11 番 風口 尚                      12 番 小林 豊  
 13 番 小林 一則

欠席議員

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一                      副 町 長 小林 一雄                      教 育 長 山口 典郎  
 総務課長 林 裕紀                      会計管理者 前田 浩三                      税務住民課長 北岡 明  
 生活福祉課長 中村 元紀                      上下水道課長補佐 東 博明                      産業振興課長 田間 宏紀  
 建設課長 中西 農                      教育事務局長 中西 元                      病院老健事務局長 田村 優  
 総務課長補佐 見並 智俊                      農業委員会事務局長兼農産振興室長 中世古憲司                      教育委員長 上村 直義

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和                      同 書 記 宮本 尚美                      同 書 記 藤井 亮太

日 程

第 1．会議録署名議員の指名

第 2．町政一般に関する質問

質 問 者	質 問 内 容
北 守 P2～P15	1. 玉城町の起債について 2. 健康事業と国民健康保険について
中瀬 信之 P16～P28	1. 危険ドラッグ対策について 2. 防災井戸（災害井戸）の取り組みについて
奥川 直人 P29～P43	1. 合特法に基づく合理化計画及び代替業務の計画について 2. 副町長の役割について
中西 友子 P44～P53	1. 避難訓練について 2. 水痘ワクチンについて
北川 雅紀 P53～P67	1. アレルギー疾患への政策について 2. 多面的機能支払交付金について

## 開会の宣告

### ○議長（風口 尚）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。

これより、平成26年第4回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

## 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 中西 友子さん                      2番 北 守君

の2名を指名いたします。

## 一般質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

それでは、最初に、2番 北守君の質問を許します。

2番 北守君。

### 《2番 北 守 議員》

○2番（北 守） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、玉城町の起債について、2点目は健康事業と国民健康保険について、お伺いいたします。

まず1点目の起債についてを質問させていただきます。町民の間で、いろいろと話題になるのが、町の借金について一体どうなっているのか。本当に心配も含めてよく意見も聞くわけでございます。私も借金は嫌いな方です。無利子、無利息なら喜んでお借りするわけですが、一方では借りられるということは、良いことなのかもしれませんけれども、そういうことで町民の皆さん、すなわち起債、いわゆる借金について、まだまだなかなか浸透していないのが、状況ではないでしょうか。

そういう意味で心配する向きもあり、関心事ではないかと思っております。そこで町の発行する起債について、ご質問申し上げます。起債については、平成25年度末未償還額が111億1,000万円となり、下水道事業が終わる頃には、130億円とも言われております。

そこでお伺いします。まず玉城町は事業を何かしていく上で、まず補助金を探していただく。その上で、自主財源を使わずに起債を借りていただくと、そういう方式でやっておられるようですので、まずここでご質問させていただきますのは、事業の財源としてお金を借りて事業を進めるのが得なのか、また起債を起して、そういうことはやっぱ

り仕方ない、必要な措置と思っているのか。それから、起債の持っている本来の目的というのは、後世の人にも負担をしてもらう。例えば学校や体育館などもそうですけども、我々の世代で負担するのも当然ですが、これから生まれてくる子どもたちにも負担していただく、長期にわたって使用できるということで、そういう考え方があるのかどうか。

その点、まず1点目として伺います。

○議長（風口 尚） 2番 北守君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から起債についてのご質問をいただきました。

まず町が、町の将来、10年、20年先の将来を考えていく、また持続的な発展をしていくためには、やはり次の世代の皆さん方もいい環境の中で、この町で暮らしていただけるような、学んでいただけるような、そういう資本整備というものがなってくるわけでございます。

つまり公共施設の建設、あるいは最近起こっておりますところの災害復旧等につきましては、単年度の間には多額の費用が発生すると、お金がかかると、こういうことでございます。単年度の税収だけでは、なかなかあるいは一般財源で賄うことには、到底無理があるわけでありますから、当然、国の財政支援、あるいは地方債の発行によりまして、所要の資金を調達するということが、その他諸々の経常的な医療・福祉・保健、町政全般にわたる施策を円滑に執行していくということが、大変重要であるわけでございます。

この発行いたします起債については、当然、償還をしていかなければならぬわけでありますから、その償還が後年度に大きく影響を及ぼさないような方の考え方というのは、必要であるわけであります。その世代間の公平のための調整ということでございますけれども、やはり冒頭申し上げましたように、将来便益を受けていただける次の世代の住民の皆さん、今の世代の住民の皆さんとで負担を分かち合っていくということが必要であると思っております。

繰り返しますけれども、学校を建てる場合には、その学校は10年、20年、あるいは30年、40年と利用されていくわけでありますから、当然建設当時の住民の皆さんだけではなくて、費用を負担するのではなくて、一つの施設を使用していただく将来の住民の皆さんにも負担をしていただく。

そして世代間の費用負担の公平性を図っていくというのが、この地方債の発行制度であります。ただ一番重要なことは、ご承知のとおりそれが負担が増大して、町の単年度あるいは直ちに進めなければならない施策に支障が生じる、つまり財政が硬直化していくということに陥らないように、たえず注視しながら、秩序を持ちながら、財政運営をしていくということが、非常に大事な点と考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番(北 守) 町長から起債の本来の目的ということで、将来に負担のかからないことも含めて、後世の方にも負担していただくということで回答をいただきました。

それから、次に起債、借金については、どんな計画で現在額を、111億を返していくのか、今後の見通しはどのように考えておられるのか、その点お聞きします。

○議長(風口 尚) 総務課長 林裕紀君。

○総務課長(林 裕紀) 返済計画と今後の見通しでございますけども、まず起債の残高111億1,000万円と言われておりますのは、財政公表の数字でございます。財政公表は3月31日現在ということになっておりまして、25年度の起債は26年度5月、なるべく後ろのほうで借りるとなっておりますので、25年度の起債の残高といたしましては、123億8,500万円ということになっております。これは提案でもございましたように、宮川用水の繰上償還等も含んでおりますので、こういう金額になっておりますけども、123億8,500万円が25年度末の玉城町の借入残高となっております。

この中で私とこといたしましては、一般会計を中心をお願いしたと思うんですけども、下水道と農集排で61億4,300万円がこの内を占めております。それから、病院、ケアハイツで7億6,900万円、それから水道で6億1,000万円、一般会計は48億6,300万円になります、この中で。

中で、今までにやってきたことにつきましては、利率7%を超える比較的高い金利のものにつきましては、平成19年度から23年度にかけて、繰上償還を行いました結果、7%以上の金利のものは、今現在、残高はございません。

それから世代間公平の観点から、地方債の償還期限というのは、当該地方債を財源として建設する施設等の耐用年数を超えるわけにはいきませんから、その範囲内で償還をしておるということでございます。

また、国の地方債の計画、それから地方債の同意等の運用基準、地方債の機能に沿って総合計画と地方債の年度別償還状況を把握しながら、適債事業に充てていくということで、地方債はもともと将来に債務を残すものでありますから、公共施設または公用施設の建設事業について、一般財源との関連で決定していくということでございます。こういう形で返済計画と今後の見通しを立てております。以上でございます。

○議長(風口 尚) 2番 北守君。

○2番(北 守) 今の回答で、額が123億ということですので、約その半分が下水道事業、今まさにやっていただいております事業ですけど、高い利率のものは既に返して、低利率のものを今、これだけ一般会計で48億6,000万円あるということで、回答をいただきました。

では、起債を発行できる上限というのは、やっぱりあると思うんですけども、いくぐらいに、玉城町は設定されておるのか、その点をお伺いします。

○議長(風口 尚) 総務課長 林裕紀君。

○総務課長(林 裕紀) 起債の借入限度額というのは、特に決められてはおりませんが、

一つ目安になりますのは、やはり実質公債比率というものでございます。18%を超えますと、発行条件として公債費の負担の適正計画の策定を求められます。玉城町は平成25年度、過去3カ年の平均をとりますけども、8.3%ということでございます。したがって、いま25年度で約4億5,000万の元利償還をやっておりますから、これは逆算するのは非常に無謀ですが、仮にこの18%ということ、この3年間の平均で割って逆算しますと、じゃいくら毎年返すと18になるのかということで、ちょっと危険ですけども、何も状況が変わらないという状況の中で、約8億円、毎年返すこととなります。したがって、約3億円強の借金の返済が毎年増えるということになりますと、例えば25年償還でものを建ててということをお考えますと、75億の支払になりますから、2%の金利として、25年償還で現在60億円の借入をしますと、18%になると思います。

現在、先ほど申し上げましたとおり、玉城町の今の一般会計の残高が48億6,300万円ですから、今から60億円借りるということは、単年度でありえないわけですけども、そういう形でそこまでいってしまうと、18%ということで、黄信号がともるという状況であるご理解いただきたいのですけども、よろしいでしょうか。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 今の内容で、今年は4億6,000万、単年度でお返しすると。黄信号18%までくるということであれば、8億円、単年度で8億円返していかないかと。50億の予算の中で、8億円程度返していく場合は、黄信号になりますよということで、これが一つの目安だという回答をいただきました。

さて、一応そういうことで理解させていただくわけですが、さて起債の中には、いわゆる臨時財政特例債という、ちょっと舌のかみそうな名前ですけども、交付税の財源ということで、普通ですと、国から満額いくらということで交付税をいただくんですけども、国の方がお金がないために、借金してくれへんかというための臨時財政特例債というのは、そういうための債権ですけども、これもいわゆる起債ですよ。これから考えていきますと、やっぱり元利を見ていただくということになりますので、玉城町の起債が123億と言われておりましたので、例えば時々質問の中で、元金と利息を交付税でみってくれるんですかという質問を、時々入れるんですけども、交付税で補てんしてくれる起債は、123億のうちどのぐらいあるのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 交付税措置をされている起債につきましては、一般会計でご説明させてもらいたいと思います。起債の現在高が68億4,300万のうちと交付税措置が、何らかの形で交付税措置がある起債は、現在12億2,100万円です。パーセントにしまして、25.1%ということになります。よろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 下水道はどうでしょうか。下水道は企業会計やで、特に関係ないんでしょうか。

- 議長（風口 尚） 上下水道課長 東 博明君。
- 上下水道課長（東 博明） 下水道事業の方は企業会計ということで、特に特例措置につきましてはございますんですけども、一般会計の方の措置に入っておるというふうに認識してございます。
- 議長（風口 尚） 会計管理者 前田浩三君。
- 会計管理者（前田 浩三） 下水道事業の起債につきましても、交付税措置はございます。それは都市計画事業ということで、一般会計の交付税の中に算入されておりますので、それから法定内繰入、繰出ということでしますと、下水道事業にも対象となっておるところでご理解いただきたいと思っております。以上です。
- 議長（風口 尚） 2番 北守君。
- 2番（北 守） ということは、下水道事業も 61 億ということで、今お話があったんですけど、どのぐらいの割合で、元利をみていただけるのか。その点、資料を持ってみえますか。
- 議長（風口 尚） 上下水道課長 東 博明君。
- 上下水道課長（東 博明） ちょっと今、手元に資料を持ち合わせておりませんんですけど、約 8 割程度は算入いただけるのではないかと認識してございます。
- 議長（風口 尚） 2番 北守君。
- 2番（北 守） ほとんどの、これからいきますと、一般会計で 25%程度、それから下水道で 80%ですので、ほとんどの起債については、元利補てんをしていただけるような措置をしていただいておりますということを確認させていただきました。
- ということは、今ちょっと総務課長の方から触れていただいんですけども、実質公債比率ということで、今言われたんですけども、これを計算する上で、私もちょっと勉強不足で悪かったんですけども、額が多いという感覚でものもしゃべるんじゃなしに、額とそれから玉城町の貯金等、いろいろな諸々の係数を合わせて、これ渡されてきたものかどうか。総務課長にお尋ねします。
- 総務課長（林 裕紀） 積算根拠ですか。積算根拠ですね、ちょっとお待ちください。
- 議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。
- 総務課長（林 裕紀） 実質公債比率ですけども、これはまず過去 3 年間の元利償還金の額を基に、あと交付税の額、それから標準税収入額、この辺りを勘案しながら、どれぐらいの町の収入、財源に対して借金を返しているかということですね。その率を表すものが実質公債比率、過去 3 年間の平均をとっているということから、当然、税収が少ないのに多額の借入をすれば、そうなりますし、一つの大きな器の中で、人口規模、自治体の規模でなしに、それを公平に見るという形から、そういうふうに借入額と実際に入ってくる収入、一般財源ですね、この辺りを調整しながらやっているということが数値として表れとるのが、実質公債比率ということになります。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 実質公債比率ということで、難しい言葉ですけども、いわゆる我々が感じておるのは、123億もあるのかという、そういう疑問に対して答えるということですけども、この比率が玉城町の場合は、後から出てきますけども、8.3%はということですので、いわゆる額だけやなしに、借金だけやなしに、貯金も含めて計算されるんだと。額だけが一人歩きするんじゃないんやと、こういうことで理解してよろしいですな。

それから、町民の皆さん、私も含めてですけども、なかなか起債というのはわかりづらいんですけども、できれば財政公表というのは、年に一度必ずやっておられるわけですが、広報でももう少し借金の状況というのを載せるという考えはあるのか、ないのか。それから、最後に町長にお尋ねするわけですが、今の状況で玉城町の、私も監査委員さんも玉城町の財政は健全化していると、こう思っておるわけですが、町長に対して、町民に対して心配ないと、こう言っただけかどうか。その点、お伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 財政公表の関係も、いま定められた広告式条例に基づいて公表しておりますし、いろんなところで私は自治区にも出席させていただいておるときには、町の財政状況も資料を持ってお示しいただいたり、説明もさせていただいております。できるだけ詳しくご理解をいただきたいと思っておる次第でございます。

今の状況で、まずは取り組んで、そして、いろんな機会を通して、町民の皆さん方にお示しをさせていただきたいと思っております。

それから、玉城町は心配ありません。倒れません。倒れてはいけませんけれども、昨日の監査委員さんからの意見書にもごぞましたように、健全化基準をはるかに下回っておりますから、問題はないわけでございますし、また、お陰様で特に日本創生会議で発表されております、県下29市町の2040年の現在の状況から推計をいたしましたところでは、三重県で第1番に人口が減らない町というデータも出ておりますし、また次から次へと企業が拡張を続けておって、そして、人口の転入も多いという特徴の町に発展をさせていただいておるわけございまして、やはり、町の将来を眺めて、いろんな課題がありますから、この課題解決に向けては、積極的に取り組んでいくということが必要でありますけれども、あくまでも健全財政を堅持しながら、町の将来につながる施策を一層充実していきたいと、こんなふうに思っています。

今の財政状況、非常に健全な状況の中で運営をさせていただいておりますけれども、今後にわたりまして、そういうことについては、十分留意をしながら運営をしてまいりたいと、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 町長の方から健全な運営をされておるということで、これもはっきりと言っただいたようです。先ほど総務課長から実質公債比率の上限ということで、18%を超えてくると、黄信号、いわゆる国から危ないですよと、ちょっと気をつけてく

ださいよと、こう言われるわけですけど、25%にこれがさらになってくると、起債が制限されてくると、こういうことになっておると聞いております。玉城町は平成 25 年度の監査資料を見せていただきますと、3カ年の平均が 8.3%となっております。全国平均から比べても、かなり低いというデータが出ております。

それから、町民の皆さんにもやっぱり起債の実態をもう少し説明する必要があるのやないかと、私はいま痛感しておるわけですけど、わからないことが不安を煽ると、煽ることが町の行政にプラスになっていかないと思いますので、議会としてもしつかりやっぱり行政をチェックする必要があると思います。

それから、予算を承認するのも議会でありますので、今後ともお互いが情報を共有し、町民の不信感が起きないようなことを、是非この議会も含めて、説明していかないかなと思っております。以上で、この起債については、このぐらいにさせていただきますので、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、健康事業と国民健康保険についての質問をさせていただきます。

本日は健康事業と国民健康保険についての見解をお聞きするものです。医療費の増加が今後見込まれるなか、とりわけ国保に占める医療費を抑えるために、町民向けの健康事業をどのように展開していくつもりであるのか。お尋ねします。

また、医療費の抑制を目的とした薬価の低い、ジェネリック薬の推進を、以前からしていただいておりますが、その成果をどのように評価しているのか。また、町民に今後どう宣伝し浸透させていこうとしているのか。その結果として、国民健康保険料の減額に努めてはどうかと、こういう趣旨の内容で質問をさせていただきます。

わが国は、国民皆保険制度、いわゆる国民全員が何らかの保険に入るという制度が、1961年にできて、約55年が経過しておりますが、年々医療費の増加がしております。2011年ちょっと資料が古いのですが、医療機関に支払われた医療費の総額、国民医療費ですけども、38兆5,850億円で、毎年1兆2,000億円程度が伸びてきております。主な要因といたしましては、医療技術が進歩したこと。

それから、もう一つは高齢化が進んできたことによるものとされておるようです。ちなみに65歳以上の医療費の割合は、全体の48.6%を占めました。実に国民一人あたりの医療費は30万1,900円となり、玉城町は2013年の統計では、約30万4,000円と、ほぼ全国平均並でございます。

三重県においては、平均32万円あまりですので、29市町ある中で、玉城町は24位と低いところにあります。このように高齢化や医療費の進歩が進むにつれ、医療費の増加が今後も続くと思われれます。健康保険はいろいろな団体や政府管掌の保険組合がありますが、町としては国民健康保険の保険者として、運営しておりますので、これまた放っておけない重大な問題だと思っております。

増加を抑えるための対策として、健康相談をはじめとして、一生のうち健康で支障な

く日常生活を送れる、健康年齢、全国平均ですと、男性が 70.42 歳、女性が 73.62 歳を引き上げていく。いわゆる健康でいられる年齢を引き上げていくというふうにするためには、健康事業やガンの早期発見のガン健診を行っていることは、町としてやっていることは承知しております。町民の外出の乗り物として、元気バスも利用して、お年寄りの外出支援の事業も進められております。

以上の事業もそういうわけですが、国民健康保険の給付費の動向、いわゆる 3 年間の動向から考察していただいて、今後、医療費の抑制のための何か対処方法があるのかどうか。どのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 医療費の抑制の取り組みといたしましては、まず町で推進しておりますガン健診、特定健診あたり等の勧奨を行いまして、早期治療、予防に取り組んでいただいて、元気に暮らしていただくこと、これが重要でないかと考えております。またそのために、日頃から食生活に注意していただきまして、運動等もしていただいて、健康であり、健康寿命を延ばそうということにつきましても、玉城町としても取り組んでございます。

また保険者といたしましても、適正利用の観点からレセプト点検であるとか、先ほどおっしゃられました安価な降圧薬品、ジェネリック医薬品の使用促進をいま進めておるところでございます。今までの取り組みといたしましては、ジェネリックにつきましては国保の保険証の発行時に、同封させていただいて、ジェネリックの使用を促しておるような状況でございます。

○議長（風口 尚） 2 番 北守君。

○2 番（北 守） 課長から個々の各々の、これからのことを言っていたいたわけなんですけども、総体的に町内の国民健康保険の給付データを見てみますと、平成 23 年度医療費が 9 億 9,500 万円、これをピークに平成 24 年度は 9 億 7,900 万円、25 年度は 9 億 9,010 万円、昨日の町長の、いわゆる決算報告書の中にもありましたように、横ばいという傾向になっておる状況でございます。

さて、事務当局は知っておられると思いますので、特に申し述べませんけども、国民健康保険法の 82 条では、いろいろと健康のことを規定しております。玉城町は具体的にどんな事業を特色として展開していこうと、いま言われたような事業以外に、何かもっと特色として出していこうということがあればお聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 82 条では、そうですね、特定健診のほかに健康教育、健康相談などを被保険者に対して行っていくということがうたわれてございます。玉城町の総合計画でもキャッチフレーズに定めておりますように、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくり玉城と、ここにもありますように、健康で暮らしていただくということが大事かと考えております。

玉城町としては、特に健康づくりに力を入れているところでございまして、国保の人間ドックであるとか、国保の特定健診につきましては、無料化もさせてきていただいております。また、その結果もありまして、国保の被保険者一人あたりの保険事業費の費用につきましては、県下でもトップでございまして、24年度は県下でトップ、過去からも23年あたりでもトップクラス、ベスト10には入っておるような状況でございまして。

それから、国保の被保険者だけを対象とせずに、町民全般に向けて総合計画に定めてございまして、成人病の予防教室でありますとか、健康教育、また地域の公民館へ出向いての健康相談等も実施しておるところでございまして。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 課長から国民健康保険法の82条ということで説明、それから、町の事業、町民向けのいわゆる事業を説明していただいたわけですけど、82条では健康教育、健康相談、健康診査などのいわゆる健康保持のための事業を行うと規定されておりますので、何かいつものことを、同じようなルールでやっていると、やっぱりいかんと思うので、何か特に工夫をされたらどうかと思っております。これは希望でございまして、できれば考えていただきたい。

例えばこの間あったんですけど、これはすごく効果が上がったなと思ったんですけど、ガン健診を個別にやっておった。これが同じ土日にかけて、もう一遍に肺ガンから胃ガン、大腸ガンまで、すべて1日で終わってしまうと、こういうことで受診率が上がったという結果もあるわけですから、何か工夫をしていただきたいと、こう思っております。

その程度にしまして、それから、国民健康保険会計、一般会計から健康事業に対して、繰り入れていただいております、出してもらっておる額があるんですけども、その額はいくらなんでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 健康づくりの分につきましては繰入でございまして、事業費の129万2,000円に對しまして、法定外の繰入といたしまして、3分の2という基準を定めてございまして、86万1,000円ほど支出させていただきます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 86万1,000円ということで、これも決まり事ですので、いわゆる一般会計からもお金が、国保会計へ入っておるということだけ認識させていただきました。先ほども述べましたように、なんの要因で国保の給付費が横ばい傾向となってきたのか、その結果が今出ていると思っておりますので、何か具体的なことで横ばいになってきたんだと。国では、1兆2,000億円もどんどん伸びておるのに、なったんやと、そういう分析をされておればお聞きします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 玉城町の医療費につきましては、県下でも低いほうに類しているわけでございます。また、24年度につきましては、今までになく、過去、前年

を下回るということで、はじめて下がったわけでございます。25年につきましては、若干伸びたというところがございますけれども、全国平均の3%までいっていないような状況でございます。

それから、ちょっと要因的に分析をさせていただいたんですけど、前年度と比較ということで、ご理解いただきたいと思うんですけども、入院一人当たりの費用につきましては、11万3,000円であったものが10万9,000円に下がったというところがございますが、外来費用につきましては、11万9,000円であったものが、13万円に増加したというところがございます。これにつきましては、外来の患者が増えたということでもあろうかと思えますし、予防の健診等に起きまして、早期に発見していただいて、早期に治療していただいておりますという効果が出てきておるのかなとも考えております。

また、この傾向が続けば、早期に治療していただくことによりまして、重症化を防げて、国保の医療費が低く抑えられるというところに持っていければいいのではないかなと考えております。また、詳細については、ちょっと健診結果等から分析いたしますと、玉城町の場合、ヘモグロビンA1C、血糖値あたりが県下より高いというところがございます。糖尿病などを一番心配される場所かと思えます。人工透析につきましても、県下より高い状況でありまして、また、昨年度よりも3名増えているような状況でございます。このようなことから、糖尿病に重点をおいた保健指導を今後していただく必要があるのかと考えています。

また、治療中の方についても、医療機関等と連携をいたしまして、保健指導をしていく必要があるのかなと考えてございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） いま、課長から具体的な話も、糖尿病に力を入れていきたいとか、いろいろとお話がありました。ちょっと話がゴロツと変わるんですけども、町長がしばしば長野方式による健康事業を進めると、話が出てくるわけですけども、長野方式というのはほぼ全市町で、保健指導員制度というのを導入して、活動されておると聞いていますが、長野方式について当町と比較して、どこが違うのか。当町として、どのような活動がふさわしいのか、その考え方があれば、お聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 長野はご承知だと思いますけど、全国ワーストでかつてありました。それはああいう長野地方の独特の食習慣からくる疾患ということが多くて、非常に脳梗塞、あるいは脳溢血、そして、そういう結果から寿命が短い、つまり塩分の濃いつけものを食しておられたということでありまして、それこそ40年来、当時、わかつきという先生が非常に力を入れられて、そして、それぞれ県全体としても力を入れて、健康づくり、ワーストからの脱却を進めてきたと、こういうのが現在トップに、都道府県でトップになってきておるといふ成果があがってきておるわけでございます。

特に最近では、蒲田實という有名な先生が、力を入れられておられますけれども、や

はりいろんな健康の部分については、世界各国の専門家の先生も、たえず研究なされておられますけれども、やはりいかに平均寿命を延ばすかということではなくて、いかに健康で暮らしていただける、健康寿命を延ばすかということ、これが重要でありますし、玉城町としても今は高齢化率が 23.9 でありますけれども、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、2040 年には推計では 33.9%ぐらいに伸びる推計になっておりますから、やはり今のご質問もありますように、医療費の増嵩ということについては、十分留意しながら、この施策に力を入れていくことが、町として大変重要だという認識の中で、健康寿命延伸のまちづくりを第一番に掲げさせていただいておるわけで、長野はやはりそういう食習慣のところでの取り組み、そして、もう一つはその成果、もう一つは、やはり生きがい対策ですね。生きがいをもって地域の皆さん同士が、例えば農作業なり、いろんな活動に従事をしていただく。もう一つは何が大事かとおっしゃっておられるのが、やはりつながりということが大事だということです。人と人とのつながり、これを大事にしていくということが大事だということを、絶えずおっしゃっておられますから、そうした長野モデルを十分参考にしながら、町としてもこうして健康しあわせ委員さんを設けていただいて、いろんな活動をはじめさせていただいておりますので、さらにもっと、もっとこの活動の輪を広げていきたいと、こんなふうにいま考えておるところでございます。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 町長から答弁いただきまして、よくわかりました。

あと、これもしあわせ健康委員さんのボランティアということで、今の町長の話ですけども、食生活を含めて健康延伸のまちという表現をされたと思います。私どもよく老人会の会員さんとよく会うんですけども、健康で、軽運動、軽い運動ですけども、90歳を過ぎても元気にやっておられる方もおられます。

それから、山へのハイキングなんかでも、80歳を超えても、元気に山へ登っておられる、もう75歳前後ですと、先頭を切って登っていくと。それぐらいの健康な町だと、回りを見てみますと感じるわけですけども、一方では悩んでみえる方もおりますので、そうは言いませんけども、さて話がまた変わるわけですが、課長から全国的にもジェネリックを進めるということで、話があったんですけども、ジェネリックを政府公報でもよくテレビでやっております。

そういうことで、私事で悪いんですけども、生活習慣病で今まで月3,500円程度、薬代がかかわっておったわけです。それをジェネリックにその薬局か変えていただいたら、1,800円でほぼすんだと、半額になったということで、大変喜んでおるわけですけども、ジェネリックの普及が世界的にみて、アメリカ、ドイツ、イギリスは50%を超えております。

ところが日本は3年前が16%でした。それから、今現在は約36%と、まだ低いながらも急速に普及しているのが現状だと思っております。では、町としてジェネリックを、

今年の当初予算でみていただいたということで、今度事業をしますということで言ってもらいましたのですけども、いわゆる開発薬、先発薬と、ジェネリックの差額、薬価の差ですけども、周知するために予算計上をしていただいておりますが、これによって具体的に医療費は下がると、期待していいのかどうか、その点、分析があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今回、国保の方でジェネリックの差額通知をさせていただくということで、予算計上をさせていただいております。ちょっと1年早く、三重県の後期高齢につきましては、取り組みがされまして、今年の2月に200円以上下がるものについて通知をしたところでございます。その結果を見ますと、約4%ジェネリックの使用が上がったという実績も出てございます。

また、今年、予算計上させていただきまして、国保連合会を通じまして、県下全域で実施をさせていただくわけですけども、27年2月に差額通知を予定させていただいております。いま作業を進めておるところでございますけれども、ちょっと最近の事例で、ちょっと福岡県の後期高齢者の医療の連合が出しております資料がございましたので、ちょっとこれをご紹介させていただこうかと思うんですけれども、これも同じように通知を、早くから23年度から実施されておまして、25年度までの実績ということの中で、差額通知が31万2,000人に発送されまして、その削減効果が9億7,975万と出てございます。

この資料から推測いたしますと、通知した一人あたりにつきましては3,140円という格好で削減効果が出てくるという格好になります。それに基づきまして、これに異なる例もございまして、玉城町も通知をすれば、一人当たり3,000円程度の削減効果が見込まれるのではないかと考えてございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 今の例も含めて、効果があがっておるということは事実だと。大なり小なりはあるにしてもあがっておるということで、お聞かせ願いました。これは国保は今年からですけれども、社会保険というのは既に3年前からやっておるんですよね。そういうこともお含みおきを願いたいと思います。大病院につきましては、ジェネリックを積極的に使っていただいておりますと聞いております。

玉城病院では何%ぐらいの割合で、ジェネリックのお薬を出しておられるのか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） ジェネリック医薬品の推進につきましては、国の施策でもございまして、あと患者さまの負担も軽減されることから、当病院におきましても積極的に推進をさせていただいております。率につきましては、玉城病院で院内医療品、医薬品でございまして、全体で708品目ございまして、そのうちの350品目がジェ

ネリック医薬品の後発でございまして、率といたしましては 49.4%でございます。

また院外処方箋の中でジェネリック採用率につきましては、49.3%となっておりますので、ご報告いたします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） やはり玉城病院も大きな病院と同じように、もう 50%近くはジェネリックを使用させていただいておるとい状況ですので、今後も続けてお願いしたいと思ひます。ジェネリックにつきまして、後発薬ですので、以前効いておった病気に対してジェネリックを使用して、きかん病気もあるらしいです。これはお医者さんから聞いた話ですけども、そんな時は、保険が適用外になって、いわゆるちょっとそういう欠点もあると聞いておりますので、ちょっとこの場を借りて申しておきますけれども、さて、健康であれば、医療費も増えることはありませんけども、いざ病気になれば家計の医療費が嵩みます。

また、健康保険の保険料の給付費も当然増えて、値上げをしていくようになります。他の自治体でもこれの繰り返しで、玉城町も例外ではありません。町長は医療費の抑制のために長野方式をとれ入れた健康施策や薬価の低いジェネリックの使用を進めることが必要と認めていただいておりますが、うまくいけば国保の料率を下げることも可能になると思ひますが、そこら辺はちょっと疑問ですけど、過去 3 年間の傾向から国保の料率を下げるのが可能かどうか、その方向性がわかれば、教えていただきたい。以上です。どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） おっしゃるように、ここ 2 年程医療費の動向あたりを見ますと、増加の傾向も鈍化しておるところではございます。ただ、被保険者につきましては、今後、高齢化に伴いまして、当然、高齢者の 65 歳以上の医療費も高くなってございますので、高齢化が進むことによりまして、医療費は増大していくものと考えております。

また景気動向もいま回復傾向あるという、今日も東海財務局の発表もございましたけれども、その辺りが景気回復がなれば保険料収入も上がるわけではございますけども、なかなか大幅な収入、景気回復による収入増が見込めない中では、なかなか保険料をあげるのは難しいかなというところではございます。医療給付費は減少すれば、当然、国保料というのは下げることは可能ではございますけども、後期高齢者の支援金や介護給付の支援への支出が、国保の医療費の伸び以上に、高い伸びを示してございますので、今後も高齢化が進んでいくという中では、なかなかちょっと下げるところまでには至らない、保険料を上げる、上げ幅を小さく納める努力はさせていただきたいと考えてございます。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 下げるという言い方をしましたのですけども、下げにくい状況だと

いうことは、よく理解させていただいております。医療費は増嵩してくるということを抑えていただくだけでも、料率はそのまま据え置かれていくと、2年間据え置かれておりますので、そういう点では玉城町も成果が上がっておるのかなと、こういう感想を持っております。

それから、国保につきましては、もう都道府県に統一していくという、国からの案がもう示されております。これは承知しておるわけですが、国保の運営については、今、流動的だということで、玉城町から県に移るのか、ちょっとそこら辺はわかりませんが、一応質問をさせてもらいました。

健康な町のイメージが広がれば、当然人は集まってきてくれます。料金も安い、医療機関に支払う薬代も安い、このことが口コミで広がることは、玉城町にとってプラスになっていくと思っております。

最後に、健康施策の推進と薬価引き下げのジェネリック使用、それに医療費の削減など、町長にお尋ねするわけですが、お考えがあれば、繰り返しになりますけれども、お聞かせねがいたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いろいろ北議員から提言いただきましたことにつきましては、今後も参考にして取り組みをさせていただきたいと思っています。何と言いましても、玉城町の魅力の一つに、玉城町へ住んでいただくことで、あるいは玉城町で住んでいただいておりますことで、非常に安心して医療、福祉施策の面で、整っておるといって、いわゆる生活の質ですね、それを高めていくということが大事だと思っています。

その中の第一番が申し上げております、健康寿命延伸のまちづくり、これに力を入れていきたいと思っています。残念ながら、なかなか実態は非常に体を少し痛めておられたり、壊しておられても病院へ行かれない、あるいは受診をされないという方もおありでございます。いかに受診率をアップしていくか。早期発見、早期治療、そして日常の健康管理、予防、こういうことにもっと力を入れていく必要があります。いかに工夫して、お一人お一人が行動併用していただくかということに、これからも力を入れていきたいと思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北守君。

○2番（北 守） 町長から答弁いただきました。まずは玉城町としては健康しあわせ委員を中心とした地域での支えあい、例えばやり方はいろいろとあるんですが、保健師さんの補助という形もとっていただくことはできるので、例えば血圧計を持っていただいて、医療行為ではありませんので、持っていただいて、血圧の測定の補助をしていただくとか、それから、検尿の試薬を持っていただいて、すいません。

ということで、そういう保健師さんの補助をしていただくというやり方で、いわゆる地域での支えあいということで、健康しあわせ委員さんを中心とした地域での支えあいや、健康づくりの健康施策や、ジェネリックの使用の割合を高めるよう指導していただ

いて、町民の自助を促す、そんな政策を貫いていっていただきたいと思います。

それに加えて、国保料についても料金を設定して、少しでも町民に還元できるような方策も考えていただきたいと思います。最後になりますが、今回は町民の健康寿命を嵩上げするために、保健師さんや健康しあわせ委員さんなどと協力し、健康事業や地域の健康意識をあげていただき、健康事業の継続と発想の転換を図る事業を進めるようお願いいたします。また、薬はできるだけジェネリックを使用できる環境づくりを進め、総合的に医療費の値下げを図ることにより、その延長上に国保の料率を据え置くことができるんじゃないかという内容でございました。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、2番 北守君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午前 9時57分 休憩）

（午後 10時07分 再会）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番 中瀬信之君の質問を許します。

5番 中瀬信之君。

#### 《5番 中瀬 信之 議員》

○5番（中瀬 信之） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書にしたがって、一般質問をさせていただきます。今回は2点の質問をさせていただきます。1点目は、危険ドラッグ対策についてであります。2点目は防災井戸の取り組みについてであります。よろしくお願いをいたします。

それでは、1点目の危険ドラッグ対策について、お伺いをいたします。平成26年度の上半期の危険ドラッグに関わる検挙率ということで出ておりまして、これは去年の151%と大きく伸びておるということであります。

今、テレビや新聞などで大きくこの問題について取り上げられていることが、毎日続いているように思います。危険ドラッグを吸引し、自動車を運転することで、大きな事故を引き起こした事件など、何も関係ない一般の人を巻き込むという、大きな社会問題として取り上げられております。このような目を覆いたくするような事件は、全国各地で発生しておりますが、当玉城町において起こらないという問題ではなく、いつどこで発生してもおかしくないということではないでしょうか。

また危険ドラッグの毒性の高さというものも、近年顕著になっておりまして、健康被害はもちろんのこと、2012年以降で41人もの死亡者が確認されておるという現状もあります。このような状況を踏まえ、対策を急がなければならないと考えております。

1番目の質問といたしまして、危険ドラッグの使用は、一般成年だけではなく、中学

生にまでその利用が広がりつつあるということでもあります。

9月3日の日経新聞の記事を紹介したいと思います。みだしは脱法ドラッグ中学生120人が経験、これは5万人調査と出ております。衝撃的な内容となっております。具体的なその調査内容は厚生労働省が、2012年10月に全国の235校を無作為に抽出し、124校の中学1年生から3年生の5万4,486人から有効回答を得た内容であります。ちなみに2014年の中学校の生徒数というのは、全国で355万8,000ということになります。三重県では5万4,000人となっておりますので、ほぼこの調査の数値と同じ数字が出ておるのではないかと思います。

質問の内容は、2012年当時でありますので、危険ドラッグという呼び名ではなく、脱法ドラッグという呼び方でアンケートをとっております。その中の数点を紹介いたします。その内容を申し上げますと、脱法ドラッグを1回でも使ったことがあるかという質問に対して、120人が使ったと回答しています。これは0.2%です。また誘われた経験があると答えたのは、404人、0.7%であります。身近に脱法ドラッグを使っている人がいると答えたのは、671人、1.2%であります。脱法ドラッグが入手できるかどうかを尋ねた質問は、簡単に手に入る、少々苦労するが手に入るを合わせて、15.6%を占めております。

また脱法ドラッグが危険な薬物と知っているという質問に対しては、61.9%が知っていると答えた、止まったということになります。中学生に危険性の周知が進んでいないという実態も浮き彫りになっているんだということで、まとめられております。

子どもたちは物事の善し悪しを判断するとき、友だちとの仲間の意識や興味本意の衝動にかられて、その方向性を大きく揺さぶられることはあるのではないかと、私は思っております。このような状況を踏まえ、先生方が危険ドラッグに対する情報収集や研修をより一層、行って、子どもたちに正しい知識を丁寧に伝えなければならないと思っております。

教育長のお考えをお伺いしたいわけではありますが、この質問をする前に、教育長の認識として、今、中学生にまで危険ドラッグが浸透しているという情報がありますが、そのことに対して、どう受けとめているのかということ、まずお伺いした上で、今の二つの質問にお答え願うようお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君の質問に対して答弁を許します。

教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 中瀬議員からの危険ドラッグに対してのご質問ですけれども、現在、危険ドラッグにつきましては、新聞等で騒がれているということもあります。それで、先日も四日市の方で、危険ドラッグを販売する店があったという話も聞いております。近くにどこでも手に入る可能性があるということでは、そういうインターネットも進んでおりますし、そういった危険性があるという可能性が出てくる、今後、子どもたちの中にも出てくるのではないかという気はします。

ただ現在、そういうふうな形で学校との話し合いの中でも、今のところ、そういう小中学生に、そういう現象が玉城町の中で見られているという話は聞いておりませんので、ただその点だけはお含みおきください。今後、やっぱり危険な薬物として出てくる可能性はあるかもわかりませんが、現在はないと。ただこれを食い止めるのが私ども教育の立場という位置ではあると思いますので、そういう点では教育危険ドラッグ対策についてのことも進めていかなければいけないかなと思っております。

教育の現場での研修の充実ということ、教育の現場での徹底という話がされましたけれども、平成に入りまして、全国で児童生徒、特に高校生の覚醒剤の乱用が増加しております。それで、平成8年には薬物の乱用で補導された高校生は、前年度の2、3倍にのぼっております。

それで、覚醒剤、薬物を使用している全国で補導されたのが、だいたい3千人前後ということになります。3千人前後ということになりますので、県の方の49都道府県、それから大きな東京都とかそういうことを考えたときに、平均的な三重県でそういう可能性があるとしては、10数人ではないかと推測はされるわけですが、その当時、急激に薬物の乱用が増えたということで、文科省は次の年の平成9年に児童生徒の覚醒剤等の乱用防止に関する指導の徹底についての通達を出しております。

それで、学校教育での薬物乱用防止指導を徹底するということがされておまして、それから17年が経っております。学校現場では、覚醒剤をはじめさまざまな薬物に対する教育が行われているのが現状です。玉城町でも議員ご指摘のように、薬物に関する教育指導ということで、各学校すべてそういう薬物に対する、薬物乱用教室をすべて学習しております。講師の先生は薬剤師、それから現在、積極的にやっていただいておりますのがライオンズクラブの方々です。そのライオンズクラブの方々が見本、見本というと、本物ではありませんけれども、本物とよく似た見本等も持ってきていただいて、実物、そういうような見本も見せながら、非常に恐ろしいビデオも見せていただいたり、それから、話も聞かせていただいたりして、そういう薬物乱用防止の出前教室が行われている現状です。

そして、玉城町の各学校は、そういうことで薬物乱用防止出前教室を受けておるわけですが、保健体育のなかでも薬物乱用の教育を、力を入れていただいて、実質、保健体育の中で2時間ほど、中学校でも学習をしております。それで、最近では薬物ドラッグの話も入れたお話をさせていただいておりますので、また、そういうことの現状も踏まえながら、今後も広げていきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、教育長から麻薬とか、危険薬物については、以前からの話もされておる。今年から脱法ドラッグと言われるものが、非常に危ないということで、危険ドラッグと名称も変えて、新たな取り組みをしようとしているわけであります。そう

いう中においても、昨年のデータですと、子どもたちにはまだまだ危険だという認識がされておられないというのが現実だと思っております。

そういう中で、丁寧な指導というものも大切であると思います。従来頃から、学校教育で徹底して教えていくということが大事だと思いますが、今、教育長が保健体育の時間で、2時間というのは年間を通してでしょうか。年間2時間という指導時間があるわけですが、他のいろんな、道徳の時間であったり、もっと幅を広げていくという考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 年間で、保健体育の時間は1学年でだいたい70時間ぐらいですので、その中で2時間をとっておるということになると思います。それから、この薬物乱用防止教室については、中学校は全体の場でもやっておりますので、そういった点で、特別にこの薬物乱用防止教室というのは、保健体育の時間でやるんやなしに、別な時間帯の枠でとっておりますして、各学校とも中学校全体のそういう集会、それから各学級への集会での、学年集会での実施もされておるわけですけれども、小学校におきましても、特別な時間を、教科と違う時間でさせていただいております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 危険ドラッグに関しては、将来を担う子どもたちに、まだ知識が少ない時というんですか、そういう時に、きちんと危険性とか、そういうことを教えていくということが非常に大事だと思っておりますので、学校教育の中でそういうことが行える時間というのを、きちんとって今後も進めていただくことを希望いたします。

こういうような問題が、学校だけではなくて、各家庭においても、そういう話ができることも非常に大事なかなと思いますので、父兄も含めて、こういう取り組みについて、指導していただくようお願いしたいと思います。

このことについて、2番目の質問になるわけですが、薬物の依存性というんですか、非常にこういう危険ドラッグについては、強いということも言われております。そういう方を対象にした相談をする場所、これは危険ドラッグだけではなく、さまざまなことについて、町としても取り組みをされておると思いますが、改めて、今、危険ドラッグということが大きく取り上げている中で、使用者に対する相談窓口とか、そういうものが今どういうふうにされているのか、お伺いしたいと思います。学校関係と一般の町行政、両方含めてお伺いしたいと思います。まず学校のほうから。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 学校関係では、特にスクールカウンセラーが常時入っておりますので、そういった方々との相談の中で出てくる可能性もあると思います。それから、やはり薬物を使っておる場合は、子どもたちが使っておる場合、目元それから口元、それから行動が異常なことを示すということになってきますので、家庭の方々が様子がおかしいというならば、だいたいほとんど担任の先生や学校の校長先生、保健

の先生にも連絡が入ると思っております。

そういう中で、大きな窓口を薬物乱用の相談教室というものを設けるのではなしに、日頃からやっぱり相談しやすい体制をつくっていく必要があると思っております。

それから、教育と福祉と社協等で、今それぞれのお子さん方について、いろいろな悩みとか、家庭の問題とか、そういう問題も含めまして、ケース会議を開いております。そういった中でも、警察の方もみえますし、児相の方もみえます。それから、時によっては医師に入ってもらふこともあると思っておりますので、そういった中で、相談があったり発見をされた場合だったら、そういうケア会議を中心にして、対応をしていく必要があると思っております。そういうことで学校では、子どもたちの様子を伺いながら、発見していくということを、大きなむねとしていきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 町といたしましては、いろんな相談の関係につきまして、福祉会館の方で一本化させていただいた中で、この辺り、先ほど教育長の話にもありましたケース会議につきましても、会館の方におります職員で対応させていただいておるところでございます。

また、町としてこの問題に重点をおいて取り組んでおるといふところまで、今現在いたってはおりませんが、一応これの相談窓口といたしましては、伊勢保健所であるとか、県の心の健康センターというものがございまして、そちらの方で専用電話での相談等の対応をさせていただいておるような状況でございます。

ここ1～2年の案件について確認をしたところでございますけれども、伊勢保健所管内におきまして、年間に1件ないし2件の相談があるということを知っております。その中に玉城町の案件については、今のところないということを知っております。

あと国が定めております、第4次の薬物乱用防止の5カ年戦略の中にもございまして、第1目標といたしましては、青少年・家庭及び地域社会における啓発の強化と懸案意識の向上の部分でございます。

それから、2点目が薬物乱用者に対する社会復帰なり家族の支援ということございまして、3点目以降は、3つ目は取締、4点目は水際対策、あと5点目は国際的な協力ということございまして、戦略項目の2項目については、町としても対応していきたいと考えております。

それから、家族への支援といたしましては、まず薬物の依存が傷害であるという部分をご家族側に認識していただくことが必要であると言われておりますし、また、薬物依存者への家族の適切な対応を身につけることが大切だということもうたわれております。それから、ご家族が薬物依存をされている方に対して、落ち込むのではなくて、家族が元気になっていただく、この辺りを支援していくように冊子等も、厚生労働省のほうでつくっておりますので、その辺りを利用して、相談等に当たっていきたくて考えております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 学校の対応としてはスクールカウンセラーという方、担任を中心にやっていただくということになるかと思うんですが、なかなかいざ相談となると、非常にしにくいところもあると思いますので、そういう面には十分配慮していただくことが大事かなと思います。

また、一般については、玉城町は町のホームページを新しくなりましたし、町の広報等も出しておりますので、そういう中で、そういう対応をしておるよとか、いろんなことが広報していくことも一つかなと思いますので、そういう考えで進めることは、今後検討していただくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 中瀬議員から最近増えておるという中で、国も26年3月に10品目、26年6月には8品目、同7月に1品目を、どんどん増やしてきておりまして、26年8月に21品目を、最終指定して、そして名称等も、以前は脱法ドラッグという格好でございましたのですが、危険ドラッグと変わってきてございます。この辺り新聞報道でも、メディア等でも周知はされておると思いますんですけども、改めて広報につきましては、町民向けの広報につきましては、検討させていただきたいと考えています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） いま国を挙げて危険ドラッグ撲滅というようなことが言われておりますので、皆さんが意識を非常に持っておるときに、一つの行動を起こすということが、非常に大事なことではないかなと思っております。忘れかけた頃に、いろんなことが発生する可能性がありますので、いまこの熱いうちに、いろんな対策をとるというのも一つかなと思いますので、この危険ドラッグ対策ということを、真剣に考えていただきたいと思います。

このことは以上で終わりました、続きまして、防災井戸の取り組みということで、お伺いをいたします。この9月という月は、9月1日の防災の日をはじめ、特に防災意識を高める月だと私は思っております。広報たまきの9月号にも、1面、2面を利用して、防災特集を組んでおります。町としても防災意識を高めようとする動きであると認識をいたしております。

私たちの町の防災意識を高めるために、公助・自助・共助のつながりが重要であり、身近な地域における災害への対応力の向上というものが求められております。こうした地域防災力の向上のために、自主防災組織の立ち上げを、各自治区に呼びかけているのも現状であります。

早い時期での全地区での自主防災組織の設置が望まれるところであります。今回の防災井戸の取り組みについての質問は、平成24年9月の一般質問の中でさせていただきました。同じ内容で2回目の質問になります。前回の質問で、町長に伺った内容を、少

し申し上げますと、私は防災を進める上で、一つでも多くの備えを行うことが、いざという時に、大きな役割を果たせるのではないかと。そういう考えのもと、玉城町は古い歴史があり、井戸を保有している家庭が今でも多くあると考え、災害時の飲料水や生活用水としての利用のため、今ある井戸の調査を行い、防災井戸の登録というものを進めてはいかがでしょうかという内容でありました。

井戸の調査というのは、町内のどこに井戸があるかとか、その井戸は電動であったり、手動であったり、いま使われているのか。水質はどうかというような内容であります。また、町内指定の避難所というのがあるわけですが、そういう場所に防災井戸の設置というものも考えてはどうかという質問でありました。

その時の町長の回答というものをいただいた。その内容について簡単に説明をいたしますと、町長は当玉城町においては、岩出と山神に配水池があり、施設があり、耐震化はされているということや、6リットルの給水用のものも2,500個保有している。さらに浄水器が各避難所に7台設置し、町として飲料水の確保をしていると。住民においては、大人1日あたり3リットルの飲料水が必要ということで、そういうお願いもしている。当面の飲料水の確保は住民にお願いをしています。そのようなことから、玉城町では今までも井戸の調査を行っていないし、今後についても防災井戸の確認や調査は、今のところは予定していないということでありました。

あれから2年が経過したわけでありましたが、防災井戸に対する認識は、ますます私は高まっているのではないかと感じています。そこで、1番目の質問になるわけですが、防災井戸の必要性は、阪神淡路大震災や東日本大震災での調査研究の結果、そういう要請が多く語られております。

南海トラフ大地震を想定し、今できる対策の一つでも多く取り入れることは、重要なことではないのでしょうか。防災井戸の取り組みは、全国はもちろんのこと、三重県の各行政においても、多くの取り組みが行われております。隣接する伊勢市でも、市民防災井戸の登録が進められております。現在で172箇所の防災井戸が登録されているという記事がございました。

当町においても、早急に防災井戸の調査並びに防災井戸の登録制度を進める考えが、町長お持ちでないのか、お伺いするところであります。お願いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 防災井戸についてのお尋ねでございます。今、中瀬議員から前回もご質問いただいたので、こちらからの回答も説明をいただいたとおりでございます。その後、ご意見も賜わりまして、町としての対策も進めてまいりました。特にやはり今も説明いただきました、それぞれ東日本や阪神淡路での有効性というのものも、当然説明もいただいたとおりだと認識をしております、なんと申しましても災害時の飲料水の確保というのは第一だと思っています。

そんな中で給水パック、あるいは浄水装置も、その当時からはかなり町として現在充

実をしておる状況でございます。そういうところで、取り組みをしております。具体的に給水パックが当時 2,500 パックが、今 3,380、そして浄水装置がエンジン式、あるいは自転車搭載型、トランクケースというので、あわせてご質問の 24 年当時では 7 台でございましたが、今、13 台に増やしておるといところで、いざという時のその対策は大変重要だと思っ認識をしております。

ただ一番大事なことは、やはり衛生面の担保が大事だと思っおありまして、特に災害時は病人の方、お年寄りの方、あるいは小さいお子さんというすべての方が、被災されて、場合によっては健康を損なっておられるということもあるわけでありまから、そういうところでのまず水質の安全確保が大事だと思っしています。

そういうところで、まずは現在こうして町としての対策を講じておるといのが状況でございます。それぞれの既に自治区でもいろんな取り組みがございますので、そういうことについては、今後、支援をしていきたいと思っしています。以上です。

○議長（風口 尚） 5 番 中瀬信之君。

○5 番（中瀬 信之） 今、町長が説明をされたのは、前回の用意されているものが、2 年間たって、当時よりも増えておるといことであつたと思っいます。町長がちょっとこれ勘違いされておるといことかわかりませんが、飲料水と言われるものについて、確保することは、もちろん重要なことでありま。

これは給水パックであつたり、給水車であつたり、そういうものは行政として執り行うことも、非常に重要でありま。また、各家庭においては、1 日 3 リットルの飲料水が必要だ、それを例えば 3 日分いるよといようなことで、お願いをしとるといことでもあります。水の中には飲料水と言われるものと、生活用水と言われるものがあると思っんです。そういう中において、生活用水については 1 日に 20 リットルから 60 リットルぐらい必要だと思っおあります。

その中身は、トイレであつたり、洗濯であつたり、初期の消火であつたり、さまざまなことに使う水とい考え方でありま。そういう面の手当も含めて、今ある町内の井戸といものを改めて調べたらどうかとい質問でありま。

阪神淡路大震災のときも、当初は井戸調査については、ほとんどされておらなくて、実際に大きな災害があつたときに、どこに何があるかわからないとい状況がどうもあつたそうです。実際に使われなかつた井戸もたくさんと伺っています。しかしながら、その井戸があることによつて、なかなか飲料水までにはいかなかつたけれども、生活用水としては十分使えたといようなことも思っおあります。そういう意味で、一つでも大きく備えることが重要ではないかなとい考えのもと、2 年たつた今もう一度質問しているわけでありま。

飲料水の確保といのは、今、町長言われたような格好で、少しずつ伸びておるとい思っいますが、生活用水の対応といことは、どういふうにお考えになられているのか、お伺いをいたしま。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 繰り返しですけれども、水には飲料水、つまり上水、そして下水関係で、雑排水として使う中水、下水なるものがあるわけです。それで、その後の備えで、いま努めてさせていただいておりますのが、飲料水としての保管あるいはまた浄化装置での例えばお掘の水とか、池の水を浄化して、ただちには上水として活用というのは難しいですけれども、中水とか下水に活用できる、そういう設備も充実をしてくておるといふ実態でございます。

自治区へお願いをして、直接回っておりますのが、自主防災の取り組み、つまり自助・共助、そんな中でまずは玉城町はご承知のように、農村地域でありますから、ほとんどの家が、特に旧田丸は水質が非常に問題があって、共同井戸ということがありましたけど、ご家庭に井戸をお持ちのお家が非常に多いわけであります。そんな中で、自治区に働きかけて、まず共助の取り組みの中で、どこの家にどんな井戸があるとか、あるいはそういう形でまずは共助の中で、自主防災として、そういう把握をしてほしいという働きかけをしてまいりたいと、こんなふうに思っています。

今現在、大手町さん、魚町さん、ここが自主防災の資機材の整備事業を活用いただいて、既にそういった形での防災井戸を設置していただいております。そういういい事例が生まれてきておりますので、そういう地域での自主防災の取り組みとして働きかけていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 町長は自主防災というような格好で、各地区にお願いするという事を言われておりますが、私はこれ町、行政として、各自治区に井戸がどこにあるとか、そういうことじゃなしに、玉城町としてそういうことを調べたらどうですかということをお願いしているんですが、玉城町として、そういうことをやることはしないという判断なのか。今後するということなのか。どちらかをお伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 町として主体的に調べるという考え方はありません。あくまでもやはり共助の意識というのが教訓の中から、非常に大事であるということは、分かりきっておるわけでありまして、地域の皆さん方の意識を、是非この機会に、あるいはまたこれからも高めていくというようなことが、一番重要だと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 玉城町も各地区の防災意識を高めるということで、兵庫県の北淡町をはじめ、静岡県の防災センター等にも行かれて、いろんなことを伺ってきていると思います。そういう中においても、防災井戸ということについても、非常に重要だということをお願いしておりますが、全国用のいろいろな自治区のデータというものを持っていきますと、各自治区が防災井戸のとりまとめをして、それをマップにおとして、今どこにどういう状況のものがあるのかということ把握していかなければ、非常になら

ないのではないかと。

各自治区のかせだしだけではなしに、行政としてきっちりその辺はとりまとめる必要があるのではないかとということが言われています。そういうことも含めて、町行政としてもやる必要がないというふうには考えられているのかということ、もう一度伺いたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今までの災害の教訓の中から、やはり国も行政も大災害になると当てにならんわけです。自分の命を自分で守る。あるいは自分の住む場所はどのような場所なのかという、例えば広島の大災害でも、先日もそうでありました。どのような危険な状態に住んでおるのか。自分がまずは、あるいは地域がそういうことを把握して、そして、自分たちが日頃のつながりの中で、助け合おうという、そういう気運をやはり日常から大事にしていくと、これが一番大事やと。

そういう中で、自分の住む場所には、こういうところに井戸あります。そして、次の段階では避難場所はこうです。そこには、一定の飲料水等が確保されています。こういうことの備え、これは確実にしていく必要があると思っています。そういう考え方です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 町長は、各自治区、自分の命は自分が守るといようなことを、よく言われておりますが、いま 68 自治区がありますが、防災組織はいくつで行われておるのですか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今、町で把握しておるのは 17 です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） その 17 組織の中で、防災井戸が確認されている自治区はいくつですか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今、防災井戸としての町に対する自治区の保有の申請のあったのは、今申しあげましたように 2 地区でございますので、今の 17 の中に、この自治区は入っておりませんので、他の 17 の防災組織を組んでいただいておりますところについては、防災井戸の認識はありません。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 68 区あって、17 自治区しかいま自主防災がされていない。そういう中においても、特に水というものが大事な中で、いま町長が各自治区で、そういうものを把握したらいいんじゃないかということと言われておっても、実際には把握していないというのが現状だと思います。実際は行政がこういう項目については、きっちり把握しないと、なかなか住民には伝わらない。

インターネットという優れた機能を、玉城町も新しくしたわけですから、そういう中に

において、ハザードマップとかいろいろなことをつくりながら、各地区のあなたのまちの防災井戸はここにありますよということを、地図に落とすということが非常に大事なかなと思っておるのですが、そのことも行政としては町長は行わないし、各自治区にお願いしとるといっても、そのことも行政としても把握していないということであれば、玉城町は例えば水道が震度7の大きな地震で崩壊したときに、どういう対応をするのかということが、見えてこないというようなところがあるのではないかと思います。

今、大きな南海トラフといわれる地震、震度7というのが想定されておりますが、玉城町がこういう大きな地震に遭遇した時の水道の耐震化が、すべてされていないと思いますので、その時の被害はどれぐらいを想定されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 現在、最新のデータで、玉城町の給水が1週間後の断水率は、73%と認識をしております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） いま、総務課長は7日後に普及すると言われとるわけですよ。阪神大震災におけるときのライフラインの復旧の日にかというものが書かれた資料があります。電気ですと7日、電話ですと15日、ガスは85日、下水道が135日、水道が91日と出ています。約3カ月、復旧にはかかったというのが、阪神大震災における内容です。

今回の南海トラフ地震においても、玉城町だけが遭遇するわけじゃなしに、静岡から九州の沿岸までのすべての地区が被害を想定されておる中で、玉城町だけが水道工事をして、ものができるということでも、なかなかないと思うんです。そういう中において、いろんな備えをしていくことが重要だと考えておりますが、特に井戸水といわれるもの、飲料水としては適さない井戸もたくさんあると思いますが、生活用水としては適する井戸もたくさんあると考えています。

町長がお池の水とか、ため池の水というものも言われておりますが、いざそれを使うんであったら、どういう格好で使うのか、説明をしていただかないと、なかなか納得ができないところもあります。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 備えというのはなんでもそうですし、重要でありますし、自治区において、把握をしてほしいということのお願いはしていかなければならんと思っております。どんな格好で使うのかというのは浄水器がありますから、それを給水、給水管を放り込んで、そして浄水をして活用していく。それだけのことです。それが各防災倉庫に配備されておるということです。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 認識のところはなかなか一致をしないというところがあるかと思

います。お池であったり、ため池というのは、民家の近くにすべてあるわけでもないし、防災井戸、井戸といわれるのは、各地域にまだたくさんあるかと思いますが、そういうことについても、一切手をつけないという考えですので、2年間たった今でも、特に確保しなければならない生活用水についての認識のずれというものが、なかなか詰まっていらないように思います。

今後、各自治区においても、こういう調査かどんどん進んでくると思います。いざという時に、活用できる方法は何かないかということで、こういうことが進んでおると思います。隣の伊勢でも今、言いましたが、172箇所あって、今後もどんどん進めておるということであります。また、考え方が変わって進められるということであれば、早急にそういう努力をしていただきたいと思います。

各地区にある防災井戸の調査というものは行わないというのが、今の行政の考えであります。各公共施設に防災井戸というものを設置ということも、これ全国で多く必要性があるのと違うかということで言われております。

例えば小学校、中学校、病院、公園などに、町行政が防災井戸を掘って、いざという時に、その確保をするんだということが、よく言われておりますが、このことについてはどういう考えをお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 町内、特に学校あるいは公民館等、避難所がございますけれども、その避難所の部分については、今後、そうした井戸の検討もしてまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 町全体の把握はしないものの、そういうところに設置は考えていくと。これは前進的なことだと思いますが、南海トラフの地震はいつ起きても、もうおかしくないということが言われております。ここ30年で50%以上ということも言われておるわけですが、今から検討されるのか。近い将来やられるのか。いつ頃までにしたいと言われるのか、その辺の考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） できるだけ早く、それぞれの避難場所の状態がどうなのか、把握しながら検討したいと思っています。いろんな働きかけは、阪神淡路の震災、17、18年。そして、東日本から3年たちまして、いろんなところで働きかけはしておりますも、なかなか遅々として進んでおらないというのが現状です。

そして、こちらの働きかけも、もっともっと工夫して、お願いしていかないかんですけれども、ようやくにして、ありがたいことに町内では、直接被災地の現場へ訪ねていただいたり、避難訓練をしていただいておりますという動きが出てきました。なかなか時間はかかりますけれども、やはり地域の皆さん方のまとまりとか、意識というのは、少し時間がかかると、これはご理解をいただいて、やはり防災井戸につきましても、それぞ

れの地域の中で主体的に把握をしていただいて、そしてこちらも情報交換をさせていただきながら、先ほど申し上げましたように、井戸の修繕、汲み取り装置等につきましては、町としてもこの支援をさせていただいておりますし、これからも支援をしていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 避難所に防災井戸の設置は検討と言われておりましたが、その優先的な順位ということをお伺いしたいと思うんですが、今、学校とか中央公民館が避難所になっておりますが、その順位と、例えば病院ということが、玉城にはあるわけですが、それも含めた優先順位をどのように考えになっているのか、お伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） やはり一番の主になるのが、各小学校の体育館ということになると思います。そういうところは、そんな優先ではなしに、一斉に検討を始めたかどうかと思います。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君。

○5番（中瀬 信之） 各避難所については、小学校を中心に一斉に設置に向けて検討していただくということでもあります。できるだけ早い完成というものもお願いしたいと思いますが、今、玉城町にある防災井戸の調査・検討ということも、それに合わせてやはり必要なことだという認識を、もう一度持っていただければと思います。そういうことも今後、検討を含めて、防災井戸のあり方ということを考えていただければ、一番いいんではないかなと思います。

この資料の中に、蛇口をひねれば水が出る、当たり前なのが、今回の震災でみごとに覆された。皮肉なことに井戸や、それを含めた視線を、今こそ見直す必要があるということです。こうした価値観の転換こそが、防災のまちづくり、豊かなまちづくりにつながるんじゃないかと言われておりますので、もうちょっと視野を広げて見ていただくことをお願いいたします。以上で今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（風口 尚） 以上で、5番 中瀬信之君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、7番 奥川直人君の質問を許します。

7番 奥川直人君。

## 《7番 奥川 直人 議員》

○7番（奥川 直人） それでは、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は2点質問をさせていただきます。まず1点目が、これは3月にもやりましたけれども、引き続きまして、私たち住民の生活に密着をしております、一般廃棄物処理の合特法という法律に基づく、合理化計画および代替業務の計画について、ご質問します。

2点目が、新しくご就任いただきました、小林副町長の役割について、この2点をお聞きしてまいりたいと、このように思っています。

それでは、一般質問に入ります前に、この場を少しお借りまして、教育委員会に一言お礼を申し上げたい、このように思います。以前から一般質問の中で、お願いしておりました地方教育行政組織及び運営に関する法律の第27条で定められました、地方の教育委員会が作成する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価というものを、ここにこのように今回、提出をいただいております。

この平成25年度版を、前加藤教育委員長の下に作成をいただき、誠にありがとうございました。今年からは、新しく上村教育委員長の下に、玉城町教育委員会の皆様方と、保護者そして地域の住民の皆様方の協働の下、より一層充実した点検評価報告書にしていただきますように、お願いをいたしたいと思っております。

一つ要望としましては、点検評価の報告書は、ご承知のように教育委員会が作成することとなっておりますので、玉城町教育委員会の教育長に対する権限委任規定の改定をお願いさせていただきます。これが改定されれば、法的に落ち度のない完全なものになるということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。今回どうもありがとうございました。

それでは、一般質問に入ります。合特法に基づきます合理化計画及び代替業務の計画につきましましては、先ほど申しましたように、3月議会での一般質問に続くものであります。3月議会では議会放送をご覧いただいております住民の皆様方に、この問題の背景と課題について、極力わかりやすくご説明をさせていただきました。

議会のホームページもできまして、議会議事録、もし見る方がございましたら、見ていただきたいと、このように思います。さて、この事件といえますか、問題は、住民の生活に密着する、各家庭から出る一般廃棄物の収集及び処理に関するものであります。一般廃棄物は行政が責任をもって行う、こう決まっておりますし、今までし尿処理は町内2業者の方をお願いをしてまいりました。

そして、他に町内224箇所のごみ集積場、そして84箇所のリサイクルステーションはご存じのように、菊狭間で実施をしてまいりました。それでは、今回質問いたします合理化計画とは何かを繰り返し申しますと、玉城町の公共下水道の全域完備が、計画どおり来年度に完備するということとなります。

この下水道完備によって、し尿汲み取りや合併浄化槽の清掃管理の大半が当然ながら

不要となってしまう。このことで、今まで行政に代わって、し尿処理を受け持ってきたし尿処理業者2社の経営が成り立たなくなるのは当然のことで、このことを未然に防止するために、業者支援計画をこの合理化計画とっているわけであります。

当然このような問題が生じることは、行政として十分わかっており、また、議会からも法で定められているということで、この問題が生じるであろうということも加味しながら、5年ほど前から計画づくりを役場の皆さんに要請をしまっていました。また、おそらく業者からも再三要望があったものと思いますけれども、この計画づくりを怠って、結果的に怠ったわけですが、10年間も放置し続け、現在に至り、にっちもさっちもいかない状況で、大変問題となっているわけであります。

そして、2業者のし尿処理量はどうなったのか。今までどういう経過をたどってきたかということをご説明します。平成15年、今から11年前、公共下水道が一部スタートしました。その時点で半分になったと。それで、平成30年では4分の1になってしまいます。減収金額と申しますと、今年度では約2,600万円ぐらい減収するのではないかと。また、30年では5,000万円近く減収するのではないかとということ、行政から聞いておるわけであります。

よくここまで放置をし続けてきたものだと、このように思います。協働のまちづくりの中で、行政としてもっとも重要なものは、協働のまちづくりとして、もっとも重要なものは、住民の皆さんとの信頼関係だと、このように思っています。信頼関係の第1と考えるのであれば、玉城町の最上位の町の計画である総合計画、これは9年前、辻村町長が合理化計画を策定するんだという形で明言をされて、記載されています。それが今まで放置され、未だにできてないと。

そして、信頼関係として、2番目ですね。これは、この問題と申しますか、今、起こっている事件は、菊狭間一部事務組合をはじめこの組合の共同体である明和町、そして、町の環境衛生を守ってきた2業者の信頼関係、そして、住民の皆さんには先の見えない、どうなるのかということで、先が見えないけれども、二重の予算支出が現状発生しているということであります。

今年度は2,000万、平成30年、その2,000万なり、いろいろ累計していきますと、約1億円、1億3,000万円ぐらいとなる。そして、今後、廃棄物処理の将来はどうなるんだろうということも、今、決着がついてない、明確になっていない状況であります。現時点では複合的な課題となってしまっている状況で、信頼を失いかねない。これをどうするのか。このことを総責任者であります町長と、本日議論をしまいたいと、このように思っておるわけであります。

先日、全員協議会でも町長から、こういうお話をお聞きしました。質問もさせていただきました。しかし、残念ながら明確な回答はいただいております。再度なぜ10年近くかかって、まだ計画ができていないのか。行政の責任者である町長にお聞きをします。今回は明確に答弁いただきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員からまずは合特法についての質問をいただきました。何か事件とか、問題とか、放置とか、えらい大変不正が生まれておるような、そんな発言がありました。そして、9月2日以上のをいうことでありますけども、9月2日の全協以上のものはありませんので、まず冒頭そのことをお答え申し上げておきます。

時間はかかってきておりますけれども、この法は何度も申し上げておりますように、昭和50年議員立法によって法律ができた。そして、三重県がガイドラインとして、これの対応について、平成11年ですよ。考え方の指針ができた。そして、町は玉城町全体の生活環境の整備のために、やはり町民の方の暮らし、環境をよくするための町全域の下水道計画、まずは私も直接担当しておりましたけれども、第1番に宮古の皆さん方の大変ご協力をいただいて、集落排水ができ、そして、岩出、中角、続いて小社3郷、あるいは公共下水フレックス事業ができて、そして、平成22年、もっと早く手をつけようと思ったところが、業者の談合によって2年伸びて、そして富岡から平成24年からやっと接続ができた、こういう経過で至っておるんです。

やはり、これは町内に営業していただいております2業者の皆さんには、ずっと以前から公共施設をはじめ、大変なご協力をいただいて、町の生活環境をよくするために、活動いただいておりますから、当然のことながら、こういうふうな集落排水のスタートの時点で、その2業者の方と十分話を詰めながら、今日に至ってきたということでありまして、特別な放置とか、事件とか問題とか、そういうことはまったく考えておりません。

あくまでも2業者の方との信頼関係の中で、進めてきておるわけでありまして、これからもそういう考え方で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 私がお聞きしたのは、なぜ遅れたのかと。この計画は先ほど言われたみたいに、平成11年にそういう指示が出て、それが遅れていることを、私は聞いておるので、下水道完備をしてきた経過なんか、もう十分わかっていますし、そういう話はわかるとるんで、それは答弁でないんで、なぜ遅れたかというのを聞いておるんです、町長。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） これはやはり、今、申し上げたことで、やはり現実に即して玉城町として、どうしていくのか。こういうことがいるわけでありまして。特にこの収集業務、ガイドラインで示されておる代替業務は、こういうことだという具体的なものがありますから、現状、玉城町は明和町さんとの一部事務組合を設置して動いておるとのこと。そして、業者の皆さんはそのことについてどうかと、こういうふうな具体的な現実に即した、打ち合わせの中で計画づくりをしていかなければなりませんから、そういう形で

の詰めをしておつたと、こういうことです。今、やっとできたわけです。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 何ができたかしりませんが、計画はまだできてないんです。計画というのは、いつまでにこういうことをするという事なので、今はその途中だけれども、経過を書いてもらっておるだけで、このままではたぶん僕は業者の方とは、話ができない計画だと、今は。

聞いている人は、計画を行政はやっているんだと思うけども、私たち議員もたぶん2業者の方も、そんな計画と違うやないかと。どこまで責任を持つんだという話になつとるんで、さっきの答弁はおかしいので、私の方から訂正をしておきます。

町長は、これまでそういうふうな問題を、要は、僕はなぜ遅れたかということが非常に大事なんです。それは、遅れたのは、たぶん本来は町長が進めない、号令をかけなかったと。当然、職員の皆さんは担当している部署を経過している。そこで、これ問題やないかということと言わなかったのが原因かなと、結果的に。それと、責任は当然、町長が責任者ですから、これからいろんな金もかかってくるは、その面についていろんな責任をとってもらわないかん部分も出てくると思いますので、町長、それでよろしいですか。総責任者として。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） このことに限らず、すべて行政全般、最終責任は私であるということとは当たり前なこと、当然ですね。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） ここが大事なんです。誰が責任者なんだということが、これからいろんな意味で、この活動を進めていく上には大事なので、町長がやっぱり総責任者だということを明言いただきました。当然ですけども、それをしないと、今後、誰が責任をもって進めるのか、不明確なままになってしまうのでは困るということでもあります。

今、大事なのは町長が責任であったとしても、今後、早期にこの問題は解決していかなければいけないと、このように思っています。その中でお互い、これは町長もそうだ、職員さんもそうだ、2業者の人もそうだし、議会もそうだ、みんなが原点に帰ってスタートする必要があるのかなと、このように思います。

それでは、町長この問題を、やはり早期に解決する必要があると、私は思いますが、町長のお考えをお聞きします。また、早期に解決をしなければ、どんな問題が生じるのかということも、十分ご承知だと思いますので、町長にお聞きをします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） やはりこれは早い機会に解決をしていくというのは前段から申し上げておるとおりです。やはり、玉城町がお陰様で、議会ははじめ町民の皆さん方の大変なご理解で、近隣の市よりも、ずいぶん早くスピードアップして、環境整備が整えられてきたという現状であって、その中で汲み取り量も減少してきておるといふことがあり

ますから、やはり業者の皆さんに対しての法に基づくところの対応策、これは心配のないようにしていかなければならないと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） どのような問題が生じるかというのは、それだけですか。問題を想定されているのか、いないのか。これが少しでも遅れる、1年、2年、3年遅れることによって、現状どんな問題が発生する可能性があるか、これを聞いているんです。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 現状の問題は、いろんなことはこれは今後のことでありますから、その動きによってですけれども、やはり問題が生じないようにしていくというのが大事なんです。特にこのごみの収集のことについては、日常の業務でありますから、そういう中で、今、そんなんやったら大変な混乱が起こっておるのかということになりますと、全然、毎日毎日、町民の皆さん方のごみの搬出・収集というような問題まったくありません。そういうことがないようにしていきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） それでは、今、お渡しました資料1で、これは皆さんから、そちらから提示いただいた資料です。このまま放置をしておけば、今現在、最終決着がつかない事業者、玉城町の方向もまだ全部決まってない、計画がない。だから、業者との合意ができない中で、この支出が議会も十分理解はしてないのですけども、されます。一番下段で菊狭間代替合計と書いてあります。これは、菊狭間へ部分を出していく金額です。それが、こういう金額になるということになって、先ほど言った5年間で1億数千万かかるのと違うかということをおし上げております。

これは現状です。まだ、計画がきちっと方向性が出てないのに、こういうことが出ているということだから、計画がないのと違うかと、こう申し上げております。そして、問題の2、この資料2を見てください。これは、このテレビを見ておる人はわかると思うんですけども、今まで菊狭間の仕事があるわけです。これが菊狭間、こっちが代替業務、これから仕事を出していかないかんということで、こういう形になっています。

それで、この菊狭間の組合につきましては、一部事務組合で玉城町の負担分としては、約5,000万出しています。その仕事が、今回、この代替業務という形で2業者さんに代替業務として与えていくということです。まず蛍光灯、これはもう渡しています。次、ガラス・陶磁器、これももう済んでいます、25年から。これから、今後、今回の予算に出ているのは、廃プラスチック収集運搬、これも出していくと。そして、その次にペットボトル、これも今年度出しますという、約4割ぐらい菊狭間の仕事がなくなってしまうということになります。その分がこっちへいくわけですけどね、26年ですね、それでこれがペットボトル、プラスチックを入れると、27年度グラフになってくるということでもあります。

この半分ぐらい菊狭間の仕事がなくなるということで、この仕事が減ったことで、菊

狭間はどのような対応をするのか。その余剰人員はということで、前回ご説明があったわけであり。この余った分、この白くなった分の人員は、町道の清掃やごみ拾いをさせていただくというふうに、玉城町行政は考えておるわけです。

町長このことについて、どう思われますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 説明いただいたとおりです。9月2日に説明申し上げて、いま議員からの認識のとおりです。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 町道のごみ拾い、清掃、これは当然必要なことなので、じゃこれから玉城町として、政策として、この問題がまとまった後も続けられるんですか、町長。意味わからないですか、もう一遍言いましょうか。これは政策として進めるのか、たまたま菊狭間が空いたから、人員が余剰でたから、たまたまこれだけやらしておけというのか、これは玉城町の環境整備の骨組みの政策の一つだということで、今後も継続してされるつもりなんですか、どちらですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今後、継続かどうかということは、今の時点でやはり菊狭間という一部事務組合の協議の中でのことでありますから、今ここで私が断言するわけにはまいりません。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 協議をさせていただいておるんですけども、非常に難しい協議をさせていただいておることになるかと思えます。これが減ることによって、菊狭間の運営や職員のモラル、これも大事なんです。今までずっとそのメンバーでやってきた人が、玉城町の人だけ別の仕事をする。道路の缶拾いやこんなことをすると、職員のモラルは落ちないかなと、しいては菊狭間はどうなっておるのやという声も出てくる可能性もある。

当然、明和町長が菊狭間の管理責任者であり、中井町長にも責任が及ぶ可能性が出てくる、選挙前ですけども。原因を出した玉城町の辻村町長の責任もあるように、進展する可能性がある。極端に言えば、じゃ明和町もごみ拾いしてくれと、住民が玉城町やっておるやないかと。じゃ菊狭間でそこまでうちもやってくれんのかね、明和町にもし尿処理業者がおるわけです。うちもペットボトルさせてくれと、玉城町やっておるやないかと、こういうことが出てくる可能性があります。

それで、問題の3つ目です。さらに今、2業者の経営を圧迫しておると、先ほどお話をしました。そんなことで行政として、町の公共施設の下水道工事が完了している公共施設、これが接続されてないと、現状。これは大きな問題です。工事ができておるのに接続が止められておると、していない。それは、こんなことが私もあるのかなと驚いておるんです、今。町長もたぶんご存じだと思うんですけどね、そういうことは。

具体的には、外城田小学校、外城田保育所、福祉センター、福祉会館、中央公民館が接続されてない、まだストップかかかっている。さらに、それからこれから公共下水道が始まります有田小、有田保育所などの接続が、これからできるんやろかと。非常に心配しておるわけで、今現状こういう問題があるんです。

そして、住民の皆さんより公共下水道の接続を早くしてくれと、こんな要請しておいて、行政の公共施設自体がストップしておると、工事がそこまでできておいて、こんな問題ですね、これは大問題と私は思うんです。皆さんのように、皆さんこのように問題をどんどん広がって、いま広がっておるんです。菊狭間の問題もあるは、町長の管理責任者の問題もあるは、下水道接続されてないは、それでお金も余分なものが要るやないかと、どんどん根深くなってしまってきている。このような問題に対する町長のご認識はありますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いろんな菊狭間のお話もあつたりしますけども、原因を出した責任って、これは合特法、法の中での代替業務がこうですよ、県のガイドラインがこうですよという中からの代替業務を希望したいということでもありますから、あくまでも法にも基づくことです。公共施設につきましては、順次、接続をしていかなければならんと考えています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 法に基づいている。それは当然そうだと思うので、菊狭間の運営についてはそうですけども、それでいいのかなということ、私は言っておるわけで、明和町と玉城町の信頼関係とか、いろんなものがあるわけですから、その中で玉城町の立場としていいのかなと。

それで、もう一点は、随時接続していくと。今までとつくに接続できてないものが、止められている、止まっている、止めている、こういうことが問題ではないかなと。町長は問題認識がないと。随時、接続していくと。住民の皆さんが聞いたら、これはやっぱり問題だという認識を、僕は持たれると、このように思っています。それでいいんですけども、今まで町長が責任者で責任があると。それで多くの問題があるということは、町長が理解されたかどうか、わかりませんが、今日ここにおられる方は、こんな問題もあるのかというご認識を深めてもらった。

そして、町長が言われたように、私もそうですけれども、早く進めなければいかん、こういうことになります。進める中で町長、この進め方ですけども、今後どのように展開されようとしておるのか、お聞きをしたいと思う、どのように展開をしていくかと、まずこれこれ、これこれ、こういう手順でやっていきたいというものがあるかと思えますので、それをお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 9月2日も説明を申し上げましたように、資源ごみを昨日の提案

でも、予算と提案させていただいておりますけれど、出させていただいて、さらに業者の方、あるいは議会から要請をいただいておりますご意見でもございますので、明和町の町長さんとも協議を詰めていきたいと、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） それでは、私が考えます。展開のステップを説明したいと思えます。まず一番大事なのは、2業者との計画の合意なんです。こういう形で将来やるよと、今から1年先、2年先やるよということがないと、ことが進まないということで、これがまず第1です。

次のステップ、これは議会からも申し上げておりますけども、速やかなる菊狭間解散と、その職員を玉城町で引き取るか、その業務を継続するかということなんで、速やかなる移籍。3つ目、町直営、じゃ引き上げた人で、町直営のごみ回収体制と、さらに今現在の2業者の支援体制、これを明確にしていく。これが三つの私はステップだと、このように考えています。

2業者との交渉は重要であります。いつから何回やっておられるのか。これは担当者でも結構です。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） この業務につきましては、平成12年に宮古の処理場が供用開始をはじめて以来、それ以前からは2業者の方とは協議なりはさせていただいております。

それで、それぞれ新しく農集排であるとか、田丸地区のフレックスプランが供用開始される、その都度その都度、2業者から協議をさせていただいた中での今までの経過できておるといような状況でございます。ちょっと以前の私は平成24年から担当しておりますので、ちょっとそれ以前の回数等については、特にいま資料を持ち合わせておりませんので、回数等については答弁を控えさせていただきたいと思うんですけども、以前も当然、下水道計画があるというのは、2業者の方もご存じかと思えます、当然。

それでどれぐらい減ってくるかという中での推測も、当然業務としてやられておる以上、2業者の方もいろんなお考えの中で、話をされておると思えます。そして、また町の方への要請の方につきましても、2業者の方から町の方へも当然要請もあつたと思われまじ、町の方もそれに対応する対応は今までさせてきていただいております。それ以降、公共下水の24年からの供用開始が始まりまして、今、業務的に急速に減少してきたという中で、昨今2業者の方からも、当然、町の方からも動きだしを始めたというふうな部分になってこようかと思えますので、以前から何もしてなかったという部分でもないということのご理解をいただきたいかと思えます。

それから、平成24年以降、業者の方とは2業者さんの方とは、先日まで9月2日までに、11回ほどの協議をさせていただいておりますし、9月2日の全員協議会を受けた中で、それ以降につきまして協議をさせていただいております。

それから、あと合わせてですけれども、関係します関係団体等につきましても、24年度以降につきましてもは8回、それから、それ以降につきましても2回ほどしておりますので、トータルでは10回という格好になっていますし、町長の方も明和の町長とも懇談もしていただいております。それについても5回程度していただいておりますという状況ではございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） それは業者さんも苦しくなりますから、何とかしてくれと、こういう話は当然出てくる。しかしながら、私が今、申し上げているのは、今から9年前に計画をつくろうと言った計画かできてないから、まともな返事ができない。いつからいつまで何をやる、こういう形で皆さんに合理化計画に基づく支援をさせていただくという確固たるものがないので、それに基づいた私は計画、話し合いは今まだできてないと、こういう姿だと、このように思います。

ですから、それは今から9年前からそういうことをコツコツやりながら、進めてきておれば、こういうことになってないということになるわけであります。

それでは、もう一つのポイントとして、私が進めるステップとしては、きちっとした行政からの要望、これはこの玉城町のし尿処理なり一般廃棄物を、きちっと守っていくためには、玉城町からも要望する。そして、支援もこういうものをしたい、これを明確に言わないかんと。いつからということになりますので、業者からの要望も、努力目標もやはり行政から指導、指導、指導しながら進めていかないかんと違うかと。

今後ここに書かれていますグラフの中にありますけれども、農業集落排水処理の維持管理、そしてその下のこれはやっているのかな、公共下水道のマンホールポンプの維持管理、こういうものをいつから君らやってくれるのやということを、資格もとらずと、役場として、資格が要りますから、そういうことも支援するから、これをやってくれと、いつからと。こういうものも主体性を持って話をしてくれないと、言われたままではいかんと、こんな嫌いや好きやって、そういう問題でもない。

我々は支援をしていくんだから、その辺のメリハリをきっちり町長につけていただいて、町長は責任者として、これは対業者と話をさせていただくということが大事だと、このように思っています。将来を見据えて、お互いの考え、業者と行政、お互いの考えをしっかりと話し合う、そしてその真摯な話し合い協議が進むことを期待したいと思っております。

この計画は今、私は十分できていないと思っておりますけれども、この計画は業者とのすり合わせをした上で、いつ頃やられようとしておるのか、町長できるといいますけれども、我々はできてないと、業者も認めた計画がいつ頃できるのか、お聞きをします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 26年度中には、この合意案をつくっていききたいと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) しっかり話していただく中で、本来であれば、いろいろ迷惑かけたなど、少しちょっと支援したらんところがあつたという腹をわつた話で、この合意を早急にさせていただきたいと思います。

次は、議会からも言っていますが、速やかなる菊狭間の解散、職員の移籍、これは3月に議会からも菊狭間の解散を前提に計画を策定せよと、このように提言をさせていただいていますが、これを受けて半年たちますが、どんな回答になるのか、町長にお聞きします。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議会からも3月の時点で要請をいただいております。そのことも承知をしておりますし、それも含めて先般の9月2日に、お話をさせていただいておる、それが現段階での経過でございます。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君。

○7番(奥川 直人) 町長はそうすると、この菊狭間の解散は頭にあるのか、また解散をするのであれば、非常に難しいことなんだと、どうお思いなのか、今の時点の意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) これは、そういう特別地方公共団体としての両町でやっておる組織のことでありますから、今ここで発言をさせていただくのは、適当ではないと思っております。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) おっしゃる解散の件でございますけれども、これは何もしてないと捉えていただくといけないので、ちょっと発言させていただいたわけですが、これにつきましては、当然、明和町さんもございますので、明和町さんの管理者である町長の考えの中でも、いろんな方策をありとあらゆる方策を探した中で、その中で一番いいやつを検討していこうということでの合意は、以前にもお話させていただいたようにしております。

それについての具体的な動きを、今、動いておるところでございますし、先般の全員協議会におきましても、町のほうも選択肢の一つといたしましては、当然、解散も考えておるということを示させていただいたように、解散の手続き等につきましては、この手順が必要だということの資料もお示しさせていただいたところかと思えます。

あと当然ちょっと質問、ちょっと戻ってしまうわけではございますけれども、一つは下水道の工事がストップしておるということ、公共下水道の工事がストップしておるという中で、当然、町の方は早期に接続したいという考え方の中で、予算提案をさせていただきましたところでもありますけれども、これにつきまして、当然2業者さんとの協議をさせていただいておる中で、当然この業務を、町が率先して減らすのかという部分がございます。そういう部分の配慮もありまして、今、工事を止めさせていただいておるとい

う状況ですので、この辺りにつきましては、下水道法で定められております3カ年の接続の猶予期間がございますので、その間にはしたいという格好でございます。そのためにもできるだけ早期に、この計画を2業者との合意を得た中で、公共施設等の接続もつなぎたいというのが、担当者としての考え方でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 中村課長からも補足がありましたけれども、合意が得られてないと、業者との、ということが問題なんです。だから、合意をしてくださいと、それが計画なんだろうということを、町長に申し上げているわけなんです。

それで、先ほど菊狭間の話になっていますけども、実は私、明和町長と懇意にしていますので、去年の12月に、この話をさせていただいております。明和町も心配しとるのや、「玉城どうなっとるのや。」と、はっきり言われています。玉城町はどうなっとるのやと。こう言われております。

それで、もう一点は、「菊狭間の解散って難しいんですか」というたら、「いや、そんなもん簡単や。」と、「玉城町に計画がきちっとできて、業者と折り合いがいたら、半年でできる。」明和町長、「これ議会で言ってもいいですか。」といたら、「おお言え。」と。明和町長はこうやって言っておるんです。玉城町のことを心配して言われておるんです。「こんなん早くせえ」と、これが今まともに聞いておると、いかにも行政やっておると。他から見れば、玉城町はどうなっとるのやと、こんなこと議会で言ってもええぞと、言いますよ、おおええ、こうなってるんです、町長。

いかにも正当性があるように言われますけども、特にこの計画を玉城町としてしっかり2業者の、今まで苦勞かけた、その補償分もあるでしょう、それでも仕事が今後継続して、このし尿処理を永久に守っていただかないかん職なんです。大切にせないかん業種なんです。そういうことをしっかり真摯に、お互いが話し合っ、この計画づくりをしていただきたいと思います。

そこで、菊狭間を解散すれば、私は大いに利があると、このように思っています。このグラフで3ですね。3で説明をしたいと思います。いま言っとるのは、菊狭間を解散して直営でやりましょと、半分ね。それで半分は、今、業者に対して代替業務の計画に基づいてやっていきましょと。現状でいけば菊狭間に毎年毎年5千万いるわけですね、運営費で。人が減っても草取りしとつても、要っていくわけです。これは永久的にいとみて、支援、これがたぶんこの線ですね、現在は、3,060万か、それぐらいの金額があると、当然8,000万円ぐらい要ってくると。直営で可燃ごみ、可燃ごみは大事なんです。非常に仕事にボリュームが多いので、そういう意味では業者さんで不備が出ては困るということなんで、これはあくまで行政で、直営でみていきましょと。これが3,800万円ぐらいかかります。こちらで変わらず3,600万円ということになると、6,900万円ぐらいで、1,000万円ぐらいは単独でやったほうが安くなる。直営でやった方が安くなる。こうなります。

そして、これは双方が玉城町の管轄内でやるということになるわけですから、業者はですね、そうなるとスケールメリット、これが出てくるんです。そして、効率面も出てくる。コストダウンも当然業者同士ではしてもわないかん、こういうことが可能になってくれば、いま6,930万円という予測をしていますけども、これがまだまだ減らせる可能性が出てくるということです。

そして、直営でごみ回収体制をつくる。そうすると2業者の支援ができるんです。これがまた大きなことなんです。こちら側ですね。直営があつて、こちら側、業者に委託した、これが本当に大丈夫なのかと、いろいろトラブルも起こすだろうということであれば、ここから支援ができる。同じ町の仕事をしていますから、ということで、2業者への代替業務が日々簡潔にできるんかというのが、たぶん行政の方は心配しとるはずなんです、今。任せてもいいんか、全部できるんか、そこをできるんか、住民生活に支障が及ばないのかと、ここも大きな心配の元であります。皆さんがこだわっている部分だと思います。

しかし、菊狭間を解散し直営でやりましょつと、そうすれば業者に支障が出た場合に、フォローができる体制ができるやないかと。そして、住民の安全が補償できてくる。当面軌道にのるまで、業者さんが軌道にのるまで、業者への支援、育成、指導体制を、全体でこちらも含めて、そういうことができなければ、いきなりは業者さん無理なんで、徐々にして移行していくと、支援もしていく、こういうことが一番無難な早い近道で、ロスも少ないんじゃないかと。

あと菊狭間の職員の方、これは当然ご理解もいただかないかんと思います。直営という形でやる部分と、一部役場の職員の仕事をさせていただくということもあろうかかもしれません。しかしながら、いま玉城町を見ておると、若干人が仕事におわれている状況なんで、そういうことも可能なんかなと、このように私はその辺は少し安易に考えています。

そして、解散時期はいつごろがええんやろということであれば、明和町長さんも言われるように、半年ぐらいあつたらできるんと違うかということであれば、今年の年末か2月までぐらいに、この計画をきっちりつくつて、それから半年、9月、これぐらいに解散のめどを持ちながらやつていけば、行政の財政的、人為的、ムリ、ムダ、ムラが最小限におさまると、このように思うわけであります。

早期実現、解散も必要だということでもありますけども、私の意見を聞いて、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 個人的な友だち関係の中での意見交換と、やはりこれは議会の皆さん方の総意のもとで、町の方向を決めていかなければならんという立場、そしてその責任者の立場、それぞれ明和町の中井町長さんも同じでございますから、そういうところでは十分慎重に、中井さんともお会いさせていただいておりますけれども、お考え、

ご心配をいただいておりますというのは事実でございます。

奥川議員もいろいろご自身なりに、いろんな案を検討していただいておりますし、参考にさせていただいて、そして議会とも十分相談をさせていただきながら、早い機会に解決できるように努力したい、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） ありがとうございます。

これは本当に住民生活、そして他の市町も含めて、いろんな問題が発生する可能性があるということ。

それで当然、町長の責任問題にもなる可能性もあるということなので、本当に緻密に考えていただいて、早い段階で進めていただくようお願いしたいと思います。遅れはとったものの今現在遅れてくるのです。遅れはとったものの最短で解決するために、町長筆頭に全員が協力・協働して進めていかなければならない、私たちも含めて問題だと思っています。

もう待てない。そして、もう町長のやる気しかないということなので、是非先ほどご答弁いただいたことが、早い段階で完結、進むようお願いしたいと、このように思います。

具体的な時期というのは、町長、ないんですか。早い間と言われてはいますが、菊狭間というのは、非常に手続きもあるので、なんか今では無理ですか、お考えは。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） この間もお会いさせていただきましたので、その中で、また担当課長レベルでもさっそく話し合いしましょうと、こういうことになっています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） それでは、1問目の質問につきましては、これで期待をして終わりたいと思います。

続きまして、2番目の質問に入ります。副町長の役割ということでお聞きをしていきたい。今回、今までお世話になりました中郷副町長に代わられまして、小林副町長が就任されました。新副町長に期待される面は、町長に多くあるかと思いますが、町長から見てどのような副町長のサポートを期待されておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 副町長の役割というのは、法に定めがございますとおりです。

市町村長の権限に属する事務の補佐、補助機関たる職員の担当事務の監督、市町村長の職務の代理を職務とする、市町村の最高の補助機関で特別職、こういうことございまして、それぞれ詳しく副町長については、選任同意をいただきましたときの提案で申し上げたとおりでございます。全力をあげてその職務を全うしていただけるという期待をしておるわけです。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） できれば、私はそういう事務的といいますか、確かにそれで職務規定で決まっている以外に、本来はいろんな相談したり、政策を練ったり、この辺が事務的な部分でなくて、そういう部分で期待される部分もあるかと思っています。いろんな知恵を出して相談、この辺がうまくいかないと、ただ町長の下において、町長の言うことだけ聞いてはだめで、そのサポートの仕方の部分が、非常に私は大事だと、このように思います。

やっぱり地域をみる、町長は県とかそういうところを見てもらって、やっぱり副町長の役割も現場を見ながら、どうしていく。こういう状況だという形で政策案を立案していく、こういうことが私は、今、一番期待しているところで、それについてはどうですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 当然いろんなところを経験してくれていましたから、それぞれ町が今、抱えておる内政面、あるいは対外的な課題、問題というのは把握してくれておりますから、それを町としてどう解決していくかということ、これはこれからも期待したいと思っています。努力をしてくれると思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。

○7番（奥川 直人） 私は度々、この玉城町の行政の課題というものを、良いことは良いで、今日、教育委員会からそういう形で認めさせてもらって、敬意も表すわけですが、いろんな課題が現状あるということで、基本的な課題として、私は先ほど申しました合特法は別にしまして、今、近々のあれは問題ですから、やっぱり産業振興、玉城町の産業振興、これは問題だと私は思っています。

あと滞納の問題ですね、滞納の問題。これは監査委員さんからたびたび指摘もされています。そして、町債、北議員が言われました町の借金、これはやっぱりどう減らしていくかということで、対応策など、足元の課題だと、私は申し上げたのは思っています。

副町長、申し訳ないんですが、これらを含めて、副町長の玉城町の課題認識、これについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） 先ほど町長からもお話がございました。当然、副町長として町の政策、町長を補佐して、それを実現していくのが、私の仕事と考えております。その中で、先ほど議員の方よりございました。産業振興、それから滞納対策、町債の削減等の考え方でございますけども、産業振興につきましては、いろいろ農業振興、それから商工観光、工業振興と、いろんな面がございます。それに基づきまして、農業振興では玉城町の基幹産業というのは農業であると、私も思っておりますので、いろいろ細かいところはございますけども、農業につきましても、国政やとかTPPの状況によりまして、大きく左右されるということもございますので、今後とも農地・水・環境保全協議

会等の組織を中心といたしまして、認定農業者、また地域農業者の支援というものをや  
っていかねばならないと思っております。

また、商工観光につきましては、商工会との連携また観光協会の設立をめざしまして、  
今現在、観光まちづくり協会のことをやっておりますけども、そちらの方の充実、また  
サニー沿線につきましては、産直により観光施策、また熊野古道世界遺産の出立の地と  
しての今後の玉城町の情報発信、また工業振興につきましては、既存企業の情報また意  
見等の交換会を行いまして、友好関係を大切にしていけることが、今の町の考え方であろ  
うと思っております。

また町内での企業の規模拡大につきましては、十分町としては、その旨、協力をして  
いこうと考えております。また、企業誘致につきましては、大きな工業団地を有する  
ということではなく、進出企業につきましては、事務等々との調整のパイプ役、それから、  
いろんな調整役をいたしまして、誘致を図るという考え方をしなければならぬと思っ  
ております。

また、滞納整理につきましては、自主財源の確保、また税公平性からも重要な課題で  
あると考えております。町と滞納整理機構によります十分なる情報の共有、それから、  
それぞれの担当課におきまして法令等に基づきまして、厳格な対応をして、滞納整理に  
は削減をしていく努力をいたしたいと思っております。

また、町債の削減への考え方でございますけども、これは前段の北議員の方で回答を  
いたしておりますけども、当然、公共施設なり何なりというのは、今後もいろんな災害  
復旧とか、いろんなことで大きな事業というのは起こってこようと思っておりますけども、十  
分にその辺につきましては、起債の趣旨に則りまして、無駄な無理な起債はしない、こ  
れが削減の方向性に向かっていく方策だと考えております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君。もう時間が。

○7番（奥川 直人） 時間がきていますので、副町長、頑張ってください。私が副町長  
に期待をしていたのは、本来、副町長としての役割をしっかりといただく。これは先  
ほど言われました。

そして、小林副町長としての味、味を出していただきたいと、このように思っていま  
す。そして、玉城町が良い変化が生まれるということを期待しておりますので、今後と  
も頑張ってくださいと思います。では、これで一般質問を終わります。どうもあり  
がとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、7番 奥川直人君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、1時10分まで休憩をいたします。

（午後0時13分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

昼食前に引き続き、一般質問を続けます。

その前に、北議員の質問に対して答弁の訂正がございますので、総務課長お願いします。総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 北議員様の質問の中で、交付税が措置される起債というところで、起債の現在高にして交付税措置のある起債現在高のパーセントと金額はいくらかということでしたが、その中で交付税措置のある起債現在高が25.1%を占めると申し上げましたが、これ25.1%の中身は、起債の現在償還をしていく残高に対して、交付税がきちっと措置をされていることが、はっきりわかっている起債に対して交付税があたっているのが25.1、財源の一部ということでございます。

したがって、起債の借入額の総額に対して、起債の交付税措置があるかどうかにつきましては、現在そういう管理をしておりませんので、何%ということは申し上げられません、ほぼかなりの、すべての確立で高い確立で、交付税があたっている起債を借りているということで、訂正をしてお詫び申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（風口 尚） 北議員、よろしいですか。

それでは、次に、1番 中西友子さんの質問を許します。

1番 中西友子さん。

#### 《1番 中西 友子 議員》

○1番（中西 友子） 議長のお許しを得ましたので、通告書に沿って質問させていただきたいと思っております。今回まず避難訓練について、質問したいと思っております。

今回、フレンテみえ主催事業「地域リーダー養成講座」と伊勢市の「救急・災害を考える集い」に参加してきました。それを基にして、玉城町はどのような施策をとっているの、お聞きしたいと思います。

まずはじめに、各施設ごとにまとめた「避難所運営マニュアル」はあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中西議員から避難訓練について、避難所運営マニュアルがあるのかどうかと、具体的な質問であるから、後ほど担当課長から答弁いたさせます。

まずこの機会に現在の町の取り組みも、是非ご承知をしておいてほしいと思っております。いろんな防災対策は非常に大事だという考え方で、ちょうど23年からも毎年、議員の皆さんも行っていたかかわりませんが、阪神淡路大震災の未来防災センターとか、あるいは北丹町とか、ついこの間、静岡県とか、そういうところへの視察も行っております。

そして、それぞれ前段の議員さんからの質問にも報告しましたように、地域での活動も少しずつでありますけれども生まれておるという現状です。そして、ボランティアの方も熱心に活動があるという状況でありますから、町としても、これは大事な施策と思っております。これから力を入れていきます。

そして、もう一つはやはり有事の時というか、災害があつて、そして力を合わせようということではいかんわけで、日頃から心を合わせてつながりを持ってもらいたいと、こういうことですね。そういう取り組みも町として力を入れていただいておりますけども、これはなかなかまだ時間がかかります。

そういうような状況にあるということと、もう一つは先ほども申しあげましたように、いろんなところでの広島、あるいは東日本とかいうところは地形的にも、いろんな昔からの教訓があつて、この場所には家は建てたらいかんのやということがあつたんですけども、なかなかそれが社会の発展とともに、どんどんとかつては危険な場所であつたにも関わらず、家が建ってきたというところでの被害が発生しておるということでもありますから、やはり地域の皆さん方には、自分たちの住んでいる町が、どういう状況にあるのか、どんな危険があるのかということも、十分知っていただくような、そういうことも町として取り組みをしていきたいと思つておりますので、是非、議員におかれても、そういう状況を、十分これからも把握してほしいと思つています。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） まずご質問の避難所の運営マニュアルがあるかということですが、避難所の運営マニュアルは、まだ策定しておりません。避難所のマニュアルとしては、今の防災計画の中で、避難所を開設するということにつきましては、行政のまず仕事という認識をしておりますので、基本的には避難所の開設は行政の仕事と認識しております。

で、大規模な災害時がある場合につきましては、やはり集まった地域住民の方々に、避難所の運営をしていただくということが、阪神淡路大震災、それから東日本大震災でも、その辺りも非常に言われておりますので、今後、この地域住民と行政が共同で避難所の運営の初動マニュアルというのはつくっていかないかと思つておりますので、次期地域防災計画では、この辺りもしっかりつくって行って、地域の方々と一緒に開いていただける、そんなマニュアルをつくっていききたいと思つておりますので、よろしくご理解願いたいと思つています。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 避難所運営マニュアルが今の時点でできているのがいいかなと、私は思うんです。役場が主催となって組織を立ち上げるといっても、町長も言われたとおり自助を、まずは基本に考えるということなので、自助で避難してきた先での活動とか、訓練などはしておいたほうがいいと思われまふ。

その次の避難所マニュアルがまだないということですが、指定避難所に集まった人々のほか、結果避難所に避難できなくて、集まった場所が仮避難所という形になって、集まってきた人もいると思うんですが、指定避難所に防災倉庫などがあり、物資もあり、比較的防災の訓練なども行きやすいと思うんですが、指定避難所まで倒壊した家屋などでたどり着けないことも想定されるわけですね。

そこで、公民館やお寺なども指定避難所に指定するべきじゃないですか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 公民館やお寺というところを指定避難所にできないかということですが、この指定避難所、行政が指定避難所といいますと、やはり災害対策法という一つの法律の中で、政令に定める基準にしたがって指定することとなっております。特に言われておりますのが、災害の危険性がなくなるまで必要な間、滞在できること。それから、職員を派遣して町が開設する避難場所であること。それから、学校体育館など大規模な人員を収容できること。想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所。

それから、これは望ましいことですが、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等のヒコウゾウブザイの耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないことが望ましいということになっております。したがって、町としては今6箇所を指定避難所としておりますので、今言われました公民館、お寺につきましては、耐震とか、いろんな問題がございますので、町としての指定避難所はできませんが、現在一時避難所、自主避難所として、自治会の方々が自主的に開設運営する、まずここへ逃げて、安否確認をとる。そのところの特に活用していただけたらと思っておりますので、今、自主避難所には看板をつけていただくように、昨年から実施しておりますし、現在6箇所、6自治区で、そういう自主避難所の看板を掲示していただいております、こういう状況でございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 対策法があるということで、指定避難所にはできないということ、公民館、お寺なども地区地区で、行政に報告すれば認定されるということで、よろしいよね。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今、申し上げたいろんな条件が、必ず具備されるのはいけないとは書いてありませんが、とにかくこういうところは望ましいということですから、今、言われたように集会所とお寺に耐震性があるかとか、また長期的に滞在できるかどうかということを考えながら、今のところ玉城町としては、この6箇所以外に指定避難所として定めていく予定はございません。

ですから、自主避難所または一時避難所として、自治区で指定いただいたら、また看板等々いろんなところでバックアップはさせていただきたいと、このように思います。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） わかりました。

では続いて、町内の福祉避難所はどこですか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 玉城町では今、保健福祉会館を平成24年6月に、福祉避難所として指定しております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 1 番 中西友子さん。

○1 番（中西 友子） 福祉避難所とは、要介護者・高齢者や障害者を対象とし、優先として避難させる場所のことですが、重度・軽度にかかわらず避難してきたら受け入れてもらえるのかどうか、お聞きします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 福祉避難所はまず指定避難所を 6 個ありますが、順次その災害の状況に応じて、1 個ないし最大 6 個まで広げていくことになります。その後に、避難生活等にいろんな災害時において、避難生活が長期化するおそれがあるときに、その 6 つの中のどれかを、今のところどれかというのは、まずは保健福祉会館になりますけれども、保健福祉会館をまず福祉避難所として、二次的に開設するということになっています。

で、次のご質問の重度・軽度の話ですが、重度・軽度という身体の状態に関係なく、避難生活において何らかの特別な配慮が、何らかの特別な配慮が必要な方を対象として、この方々を順次開設して、避難所に移っていただこうと考えております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 1 番 中西友子さん。

○1 番（中西 友子） わかりました。

では次の質問に移らせてもらいます。女性リーダーの必要性についてですが、日頃から男女が対等な立場で一緒に物事を決めたり、組織運営を担う必要があると思います。昼間は男性は仕事のため、地域不在の可能性があり、女性が決めなければいけないことも多くあります。いきなり意見を言ったり等の活躍をするのは難しいものです。地域での女性リーダーの育成と擁立が必要と思いますが、職員の中で災害時、女性リーダーを担っている方は何名いらっしゃいますか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 防災の警報体制、一時配備でございますけれども、今現在、3 班体制で基本的にはやっております。この時の職員は、町長以下 48 名で、3 班体制で待機をしております。うち女性職員を 11 人、この中で配置しております。そういう意味も含めて、いろんな形で防災に対応できるということで、今現在 11 人の方が女性の班の方へ、班制に入っています。

また、大規模な災害発生時の災害対策本部の初動体制でございますけれども、24 時間以内は 2 班体制を考えております。それから、それ以降 3 日間は、4 部の 9 班体制です。職員、初動の時 79 人、全員出た場合ですけど、79 人いま出るようになっています。うち女性職員は 24 名おります。初動体制においては、男女性別を問わずに、全員がリーダーになれるような、そういう形で初動体制は班体制をしまして、机上訓練を実施しております。また、今後もそのような形で実行していきたいと、こう考えております。

○議長（風口 尚） 1 番 中西友子さん。

○1番(中西 友子) 職員の方々の訓練というのは、避難の訓練の方ですか。それとも避難場所に避難した後の訓練とかもされているのでしょうか。

○議長(風口 尚) 総務課長 林裕紀君。

○総務課長(林 裕紀) 机上訓練の場合ですと、例えば避難所の開設とかいうところに向けて、その部署にいる女性の職員とか、地域包括の今のうちの室長とか、それから保健師、そういうものを避難所開設にあてるという班を、課で分けるのではなくて、初動は課で分けるのではなくて、人で分けて、ですから、どの課へ異動しても、まず私たちはこの班へまず初動と、3日間はこの班で動くというふうに、誰でも女性男性関係なしに、班長、副班長、部長は決めておりますけども、全員がリーダーになれるような、そういう机上訓練を行っております。以上です。

○議長(風口 尚) 1番 中西友子さん。

○1番(中西 友子) 男女間の負担の分散、女性と多様なその他子ども、お年寄りなどのニーズの拾い上げなどが必要と思われませんが、大手飲料メーカーの調べでは、三重県は夫の家事分担量がワースト3、妻の家事分担は今のままでいい、全国1位。夫婦関係は良好である、全国43位、ワースト5位です。

玉城がそうだとはいいませんが、何かしらの対策が必要だと思いますが、職員の中でも女性が炊き出し担当とか、そういうことが決まっているかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長(風口 尚) 総務課長 林裕紀君。

○総務課長(林 裕紀) 今も申し上げましたとおり、3日間の初動体制の中では、現在の地域防災計画の中の3日間の初動体制の中では、そういうところの区別はしておりません。以上です。

○議長(風口 尚) 1番 中西友子さん。

○1番(中西 友子) 職員の方がなぜ男性でも、炊き出し等ができるか聞いたかといいますと、地区で防災訓練の炊き出しとかいったとき、一緒にやろうといった時に、職員の男性がちょっと私、炊き出しできないとかいうことになると、地域もじゃあ女性に任せればいいのかというようなことが、起こりうるのかなと思ってお聞きしました。

行政のほうから、その地区に、訓練ではないですけども、炊き出しとかしたいとか言われた時の教えにいくとか、そういう感じの方は男女問わず行かれているのか、お聞きします。

○議長(風口 尚) 総務課長 林裕紀君。

○総務課長(林 裕紀) 具体的に炊き出し訓練をしてくれという行政に相談があったケースは、今まで1件もございません。言われていることは、おそらく女性リーダーの育成ということは大事だということを言われておると思いますので、確かに東日本大震災では、救助・救援・医療・消火活動について、担い手として多くの女性が活躍したと。

しかし、言われておるのは、意思決定のところに女性の参画が非常に少なかったと。女性がいくと男性の方が仕切ってみえて、なかなか入り込めないということがあったと聞いております。

したがって、災害対応における女性の果たす役割は大きいということは、この辺りから認識をしてかないかんことですし、女性の意思決定の参画やリーダーとしての活躍は男女共同参画という立場からもやっていかないと考えていますので、これも同じように、この月内には業者を選定しますが、決定しますけども、この防災計画の策定の中で、策定委員会というのをつくろうと思っています。防災会議の下に。

この策定委員会の中には、うちの女性職員も、それから一般の方々の女性の方々も入っていただいて、男女共同参画の視点から、防災・減災を柱とした地域防災計画の見直し、その中でももちろん女性しか見えないところの避難所の初動行動マニュアルを、その辺りも一緒につくっていきたいと思いますので、これからはどんどん女性の参画をしていただきたいと、このように願っています。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 次の質問に移ります。地域・町での避難訓練について、学生では県外のクラブ活動や遠足先で、被災した時のためにも訓練は必要だと思われます。学校施設等、避難先の場所の使い方、性暴力に関しては子どもも対象となり、女性は幅広い年齢で被害に遭います。被害に遭うのは年齢・性別関係なしです。その対策と訓練は多種・多様で参加しやすいものを、繰り返し行った方がいいと思いますが、なにかこれからやっといこうと思っているものや、現在、既にやっていることがあればお答えください。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） まず学校の学生という対象ですので、こちらからも一部お答えさせていただきます。現在、各学校では、小中学校とも年4、5回の避難訓練を行っております。

それで、議員ご指摘の県外あるいは県内も含めてだと思っておりますけども、クラブ活動それから修学旅行、遠足先での被害に、被災したときの対応なんですけども、日頃から避難訓練は常時、迅速を持って対応訓練をしておるわけですけども、見学地あるいは宿泊場所になると、それぞれのいわゆる避難のやり方とか方法、対応の仕方だとか異なってきます。

そういう中でやはり一律に訓練はしているわけですけど、それだけのところでの対応の仕方が違いますので、一応一般の学校でやっている避難訓練を活かしながら、その地域での対応の仕方について、学ばせているという形で、その現地での対応の向こうの指示にしたがうということをお願いしていく必要があるのではないかと考えています。以上です。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今年、毎年防災研修ということで、自治区の方に淡路島の旧北淡町へ行かせていただいでおったんですけども、今年は静岡県へ行ってまいりまして、今の答弁にもありますように、防災研修のなかでも例えば旅先とか、外出先で、玉城町では想定しにくいような災害を受ける場合もあるということで、やはり津波とか、それからいろんなところで、静岡、浜松へ今年は研修に行つてまいりました。

あと今後の計画ですけども、まず近いところでは10月18日、土曜日になりますけども、防災と減災の関係の意識啓発を中心としたイベントなるものを計画しております。その中では、今出ております女性の立場からということで、ノーバディーズパーフェクトでも頑張つていただいでおる方で、防災のファシリテーターもやってみえる方を、女性またお母さんの立場から、今のところの講演をいただいたりとか、それから、去年までお伺いしておつた、北淡町の副館長、当時、阪神淡路大震災のときには、消防団員として活躍されたんですけども、副館長の小宮山さんにも、ご講演をいただこうと考えています。

そのほかにも、炊き出し訓練はもとより、防災NPO法人の方とのディスカッションとか、それから三重県の防災専門員との防災学習というふうに、いろんなことを考えていますけども、やはり災害対応、行政の責任は大変大きいと考えておりますけども、一方で行政による対応では限界があるところがありますから、住民または地縁団体、地縁の方々、企業、専門家などの民間の力を借りて、最大発生してから、急に連携をしようと思つても、なかなかできない。これは実際に避難所を運営された方から、普段地域のつながりがないのに、避難所の中へ入つて急に地域のつながりができるわけないと。

ですから、やはり普段からの地域のつながりが一番重要だという話も聞いてまいりました。この中で、こういうふうに行政との信頼関係を築いて、情報共有をすることによって、玉城町の防災・減災対策はまずこういう意識啓発からやつていかないかのかなと、ですから自分の命は自分で守る。それから命を守る行動をしっかりとつていただく。このことから、その上で行政の果たす役割は何かということ、しっかりとつていきたいと思つています。

ですから、地域の行事、それからPTAの行事もあるかと思つます。また、さまざまな場所で、防災・減災の啓発に事業があれば、我々も出てまいりますので、いろいろご利用いただきたいと思つております。そして、協働が生まれて、行政とともに協働のまちづくりができたなら一番いいと思つていますので、そういうことをお願いして、答弁に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 学生に絞つた、絞つた、ちよつとつもりはないんですが、学生がクラブ活動とかで、外へ行く、町民の方が旅行で外へ行く、そういう時の訓練というのが必要だと思つ理由についてですが、まず行つた先で、災害にあつて避難所に行つて、そこで避難しとる避難者という位置づけでは、ちよつとおれないということがあります。

避難所を運営している方々とともに、避難所を運営していかなければならないということもありますし、ここで女性のことをちょっと強調して書いていますが、知らない人と一緒に避難所の運営なりを、していかなければならないということに対して、学校だけの区切りというのは、いつも同じ人との訓練ということになるので、地域でいつだれが参加しても大丈夫なようにということも含めた訓練が必要だと思います。

また妊婦や子どもなどは、その1箇所に避難したあとに、数日たてば違う建物などに移動して、安全や衛生面なども確保しなければならないということもありますので、そこから辺の訓練等、これから取り組んでいただければと思いますが、どうでしょう。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 訓練というよりも、おそらく言われておることは、女性の参画ということが中心やと思っておるのですが、そうですね。じゃないんですか。訓練をしていくんですか。

○1番（中西 友子） ここで自分を守るための対応の訓練です。

○総務課長（林 裕紀） 我々考えておるのは、例えば女性がいろんな立場で、初動のマニュアルからお話があったように、女性の参画ということ、いろんな防災の中で、関わっていただきたいということで、やはり小さいお子さんがみえたりとか、また、ご家族に高齢者のお父さん、お母さん、おじいさんがみえたときに、その方がせっかくのいろんな力を普段力をつけてもらっても、いざという時に活躍してもらえないといけないので、そういう方々を預かる。例えば保育所ならいち早く公立の保育所を開設するように努力をするとか、そういうところを行政としてはめざしていきたいと、このように思っていますけども、それでよろしいでしょうか。訓練、ちょっと訓練にはなりませんけど。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 私のこの説明の仕方が悪いのが、一番の問題だとは思いますが、女性とか子どもが避難所での役割ですか、自分が被害にあわないために、どうするかというのを学んでおく必要があるのではないかとことなんですが、いいでしょうか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） わかりました。例えば先ほど申し上げた、10月18日に来ていただくファシリテーターの安藤りささんという方は、アウトドアが結構好きな方みたいで、ですから、アウトドアにいきますと、やはり寒い時、暑い時、いろんなことをご存じということです。ですから、地震の瞬間、まず命を守るにはどうしたらいいか。またアウトドアの知恵から、寒さ暑さ対策をどうしていくか。それから、家族、子どもをどう守っていくか。例えば、子どもは必ずおんで、両手を空けるとか、そういうことをいろいろ全国でご講演されておるようですので、その方のご意見も聞いていただきながら、まず災害に強い家族をつくるということの今回、防災講座を開きたいと思っていますので、是非よかったらご参加いただければと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） すいません。では、次の質問に移りたいと思います。水痘ワクチンについてですが、水痘というのは水疱瘡のことですが、今回、定期接種になったと広報にも載っていましたが、2回打つことによって免疫をしっかりとつけようということです。本年10月1日からの定期接種化が決まりました。

今回、国が制度化した基本は、1歳から2歳までの間に、2回受けるというもので、既に1回目を自費で受けた子どもが、2回目を公費で受けることはできないとなっています。自治体によっては1回目の自費で接種した、この2回目を全額自治体補助により無料で接種すると決めているところもあるそうです。

玉城町でも独自に補助を行ってほしいと思いますが、町長は今後どのようなお考えになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村修一） 水疱瘡ワクチンの補助のご要望、考え方です。特に、最近の厚労省のホームページでは、1回の接種で重症の水疱瘡がほぼ100%予防できると、こういうことの情報でございます。したがって、独自で補助する考え方は、今は持っておりません。以上です。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） 水疱瘡の接種の金額がいくらになるのか、私のほうでは調べていないんですが、定期接種になっていない予防接種の金額というのは、かなり高額、1万円までいかなくても、2回で1万、2万となってくると躊躇する親がいると思われれます。水疱瘡はちょっと重症化すると、体に跡が残るんですね。そういうのをちょっと金額面で、断念している親もいると思いますが、その点について町長どう思われますか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 水疱瘡ですけれども、近隣では補助をしておりますけれども、玉城町の場合は一昨年から、水疱瘡2千円の補助をさせていただいておるところでございます。それで、ちょっと若干認識が違う部分があるのかなという部分があるので、若干ご説明させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

1歳から3歳で一度も受けてない方については2度接種、これは基本になっておるものかと思えます。それで1回の接種を自費でされた方につきましては、1回目の接種後、3カ月以上、平均的には6カ月から12カ月の間ということですが、1回目、自費で受けられた方につきましては2回目、3歳未満であれば1回公費で受けていただく格好になります。

それから、今回、経過措置といたしまして、先ほど町長いいましたように、1回の接種でほぼ重症化は防げるということの中で、未接種の方がみえるといけないということの中で、3歳から5歳の方に対しては1回の接種が、定期接種として今回措置がされるところでございます。1回の費用につきましては、伊勢地区医師会との契約をしておる

んですけども、ちょっと今資料を持ってない、細かい数字は忘れましてんですけども、1万600くらいだったと記憶してございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西友子さん。

○1番（中西 友子） この予防接種というのは、打てば重症化は防げる特徴もあるので、これから定期化してないものも、定期化していただけるようお願いというか、期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、1番 中西友子さんの質問は終わりました。  
ここで10分間の休憩をいたします。

（午後1時43分 休憩）

（午後1時53分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、4番 北川雅紀君の質問を許します。

4番 北川雅紀君。

#### 《4番 北川 雅紀 議員》

○4番（北川 雅紀） 議長のお許しを得ましたので、通告にしたがい質問をさせていただきます。今日は2点質問がありまして、1個はアレルギー疾患について、2個目は農地・水・環境保全、もう名前は変わりましたが、そのことについて質問します。

まず1個目のアレルギーについてですが、これはほとんどの方が、長い間生きてきて、「あれアレルギーの子ども多くなったな」とか、身近な回りのなかで、アレルギーの人が多いなということは感じているかと思いませんか、実際にデータでも、そういうアレルギー、アレルギーと一言でいっても、気管支喘息とか、花粉症とか、食物アレルギーとかアトピーもそうですし、そういういくつかあるんですが、そういったものに対することを質問していきます。

行政がアレルギー疾患、疾患というのが、いろいろなものを含めた総合的な言い方ですが、行政としてアレルギー疾患に携わっているところ、例えば保育所だと給食とか、そういうものがありますし、小中学校でもアトピーの子もいますし、喘息の子もいますしという中で、病院も病院食を出していますので、もちろんそういうものに該当する政策だと。だから、そういう行政としてアレルギー疾患に対応していることを質問していきます。

そして、まず第1としては、町としてアレルギー疾患、食物アレルギーとか、喘息、アトピーとか、そういった住民に対してどのような認識をもっていく、どのような考え、政策をしているのかということ、まずお伺いします。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員からアレルギー疾患への政策についての質問、各項目に

わたくししておりますが、まず私の方からは、町としてのアレルギー疾患をどう考えているのかということに対しての答えを申し上げ、以下、具体的な内容も後ほどご質問いただいた後、担当課長からも答弁をいたさせたいと思っています。

まずはアレルギー疾患、ご承知のように食べ物や花粉、あるいは本来なら体に害のない物質を、体が異物と確認をして免疫を過剰に反応して起こる。これがアレルギーだというふうに理解をしております。

そういう子どもたちが増えておるといのが、ご質問のように昨今の状況でございまして、その視点からやはり町の政策の中でも、子どもたちの命をやはり大切にしていこうということを最優先に考えていかなければならんと、こんなふうに思っておりますし、その対応についても、それぞれのところで考えてもらっておるといのが、今の町の状況でございまして、よろしく願いをいたします。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） その事実として増えてきているというのがありますし、いろいろなところ、年代とか、所属する部署とかで、住民もわかれている、それぞれのところで対応していかなければならないというのが、今のお答えだったんですが、皆さん、アレルギーと聞いて、ニュースになったので思い出すのは、2年前、2012年12月に調布市の小学校で女の子が5年生ですね、給食を食べて、それでアレルギー反応が起こって死亡したという、2年前のニュース、覚えている方もいるかと思うんですが、そのアレルギーというのは、軽微なもの。例えば花粉症とか、軽微の食物アレルギーなら命に関わることはないんですが、そういうものでない重度のものと、公共でなった何かに対して、アレルギー反応が起こって死亡してしまうということが、とても危険性のあることなので、これは行政としてもリスクを回避していかなければならないところなので、考慮していかなければならないのですが、一方ではじゃあ例えば保育所とかで、給食を出さんだらいんじゃないかとか、アレルギーの子は弁当にしたらいんじゃないかというような考えもあるかと思うんですが、それは違うと、私個人は思っておりますし、そういう子どもたちが同じように、生まれながらの病気なので、生まれながら、例えば障害者というのは、生まれながら障害者なんで、それは社会として手厚く保護していかなければならないし、助けなければならぬ、それと一緒に、アレルギーというものも、生まれながらのもの、自分ではどうしようもならないんですね。

その場合は手厚く保護して行って、助けていかなければならないという考えのもと質問していきますが、今その該当者といいますか、町で例えば小学校なら町が面倒をみているというか、町が携わっている相手、保育所もそうですね、そういった中でどういった人数を把握しているか。

アレルギー最初にさまざまなものがあるといいましたが、喘息、食物アレルギー、アトピーとか、さまざまなものをどこが把握しているのかという、その今、玉城町の数ですね。どれぐらいの人数がいるのかということをお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） まず小中学校、学校でのいわゆるアレルギー疾患を持っている子どもの数ですけれども、一番多いのがやはり花粉症、いわゆるアレルギー性鼻炎を中心とした子どもですけれども、小学生で243人おります。ですから1,000名ぐらいおりますので、全体の4分の3、児童の4分の3ということになります。

ただ、多い学校によっては、3分の1ぐらい花粉症を含めたアレルギー性疾患をもっている子どももおります。中学校のアレルギー疾患を持っている生徒については、37人です。現在509名の生徒ですので、中学校のほうが少し少ないというふうには思います。以上です。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所の状況について、ご報告させていただきます。

疾患につきましても、先ほど教育長の答弁のとおり、保育所におきましても、花粉症、アレルギー性鼻炎でございますけれども、58名の方がお持ちということです。

それから、複数のアレルギーがございますので、実質的には164名の方が気管支喘息、花粉症、結膜炎、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、じんましん、アナフィラキシン等で集計いたしましたら、164名という格好になります。

全体のパーセントでいきますと、571名保育所はおりますので、28.7%という格好になってございます。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 先ほど申し訳ありませんでした。

1,000名のところ243名ということで、4分の1というところを、4分の3と言ってしまいまして、4分の1の間違いです。すいません。これは全体です、アレルギー疾患が37名。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 玉城町の数字を見ても、やはり多いというか、千人中243、4分の1ですね。保育所も28.7%ということは、4分の1以上ということですが、全国的な数字を見ても、例えば一番上、平成21年、5年前ですが、その時点で食物アレルギー、該当としては保育所、0歳のところが8%いかないぐらい。これはちょっと実質はもっと多いとっていました。なぜなら0歳児保育をしているところは、数が限りありますので、その少数の中の割合なんで、実際はこの1歳のところよりか、0歳は多いとっていました。1歳からいくと食物アレルギーだけですね、先ほど教育委員会と生活福祉課がいった数字は、アレルギー疾患全体、つまり食物アレルギーやアトピーとか喘息も入れた数字なんですけど、食物アレルギーだけの数字を見ても、1歳だと9%以上です。2歳だと6.5%ぐらいですか。順番に減っていきます。これはアレルギーというのは、年齢とともに軽微になっていくという傾向はありますので、そういう数字になっています。

ただし、見てみると、これ平成21年の数字でこれです。下の方が、上はこの年代の

とったデータですが、これが一番最新のものでして、平成 25 年 8 月のデータで、去年ですね。去年だと小学校、中学校、高等学校があって、小学校ですと食物アレルギーだけで 4.5%、つまり上のデータだと 4.5 という、3 歳のころが 4.5 に該当するぐらいですが、そこから減っていくかなと思ったのですが、もう 5 年たつと小学校の段階で 4.5% という数字になっていって、中学校で 4.8、高等学校で 4%、さほど減ってないですが、この 5 年という年月、アレルギーというものが、社会の中で認知されたので、こっちの数字が増えてきたという要因もあるでしょうが、やはり時代として、ほとんどの人が肌感覚でも、アレルギーの人は増えていると思うんですが、実際にそう増えていっている。

そして、これはさらに増えてくる傾向にあると。原因としては、無菌化社会になったとか、母乳を飲まなくなったとか、食べ物が変わったとか、さまざまな理由は言われているんですが、確固とした要因というのではないそうです。何が理由かわからないけれども、増えていっているというのがこわいところでもあり、でも対応していかなければならないと。

見ていきますと、アレルギーというものが、全体の 4 から 5% という人数があることですので、対応していかなければならないということがわかるのですが、その先ほどの数字、こういう数字をどう把握しているのか、誰かしているのかということが、重要なことだと思うのですが、それはどういったほうに把握しているんですか。

例えば医者から診断書もらった人が、その該当者なのか。本人がアレルギーといたただけが、その該当者なのか。保護者が言ったから該当者なのかというような、誰がアレルギーというふうに把握しているのかということをお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 種別によって変わってくると思います。

学校では、いわゆる全児童生徒に対して、アレルギー調査を実施しております。そして、それによって、学校職員はアレルギーの有無を把握するのですが、アレルギー疾患は 1 年過ぎますと、症状が緩和したり、弱に悪化したりという傾向が見られる場合があります。ですから、また新規に花粉症なんかのように、発症したりということがありますので、毎年、全児童生徒を対象にしたアレルギー調査をやっております。

それで、先ほど食物アレルギーについての児童生徒の数は言わなかったですけど、またご質問があったら、提示させてもらう。言うんですか。小学校では、先ほどの 243 人中 32 人が食物アレルギーです。それから、中学校の 37 のアレルギー疾患の生徒の中で、11 名が食物アレルギーになっております。特に花粉症については、医師の診断書は出してくることはないのですが、食物アレルギーに関しては、こういうふうな食事を出してはいけない。あるいは、こういうふうなのは大丈夫という、いわゆる医師の診断書がやはり必要になってきますので、そういったいわゆる命に関わるものにつきましては、医師の診断書を添付して出していただいております。

以上です。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所の場合につきましては、入園時に保護者のほうから教えていただくという格好になってございます。また、アレルギーがお持ちだということの中での話です。それから、特に配慮等が必要な程度の重い方につきましては、医師の診断書を付けていただきまして、対応等につきましては、面談時に保護者と協議のうえで対応させていただいておるところでございます。

食物アレルギーにつきましては、保育所は30名ということでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） ちょっとアレルギー疾患というところから、話を絞りまして、先ほどアレルギー、食物アレルギー、何か物を食べて起こるアレルギー反応、これが一番危険性があるといえますか、行政としては考慮していかなければならないアレルギー疾患だと思うんですが、先ほどどう把握しているのかというので、入園のときに自分がみずから書いたのが、家族が書いたのを提出するというのが、どっちもだと思うんですが、小学校も年一回やっているというんですが、例えば食物アレルギーに関しては、保育所も小中学校の給食を出していますので、そのアレルギーが給食に反映されているわけです。

その給食というのも、種類があって、除去食ですね。アレルギーのものを取り除いたのを提供しているパターンと、それと代替で、アレルギーのものを何が違うものに変えて、栄養素とかも基に戻すというか、辻褄があうようにして、違うもので提供しているという手法もありますし、無理だから、アレルギーでこういうものは食べれないと、家族に言われても、給食としてはそういうものは対応できないからお弁当を持ってくださいという3パターンが、大きくあると思うんですが、玉城町はどういうパターンで、その場合に例えば除去食、例えば子どもと親だけが、この子はこのアレルギーやで、このものが食べれない、だからこれを除去してくださいという、除去しておるのか。それとも医師の診断書があって、はじめてそれを除去しておるのか。

とてもあやういと思うんですね。医師の診断書がないものに関して、アレルギーと認めて、そのアレルギー対応するというのは、素人といったら変ですけど、当害者なんで、その専門家の意見がないままに対応するというのは、すごく僕としては変な感じがするんで、どのパターンになっていて、そして除去や代替の場合は、どういった認定、どういった基準で、そういうことにしているのかというのをお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 除去食、それから代替食、それからまったく弁当を持ってきている児童もおります。これにつきましては、ほとんどが一部の除去という形で、例えばそばアレルギーとか、それから生卵とかチーズとか、そういうものについては、除去したらいいという形があるのですが、例えば弁当を持ってきておる生徒は、肉類、卵

類、野菜類というものがあかんとすると、もうかなり難しいということで、これでは学校の対応はできないということで、お家から弁当を持たせてほしいということで、話があるのが2件ほどあります。

それで、ご飯だけ、おかずは毎日持ってくるんですけど、ご飯だけ学校で提供するという場合も出てきます。それは2件ばかりあります。それから、家庭からは代替食についても、やはり先ほど言ったように、かなりの多くの部分の給食素材を除去しなければいけないことがあるんですけど、例えば肉類がだめとかいうときは、あるいは魚類がだめとかいうときは、そういうものに変えてということで代替食をつくっております。

それから、簡単なイカがいかん、イカの一つとか、鯖というのであれば、除去食という形をとっておる場合があります。すべて学校の関係は、医師の診断書を出していただいて、これがあかんという診断のもとに、判断しております。それで、保護者から出していただいたら、養護教諭、学校関係者、それから栄養教諭、担任等が、すべて面談をさせていただいて、どうしていくかという給食計画を立てるようにして、お話を聞かせていただいております。

それで、特にその後、それぞれの給食の状況を職員会議とか、教職員全体で共有し、もちろん担任、給食担当、調理員を中心にして、確認をして、それぞれの給食のときに出していただいております。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 食物アレルギーにつきましては、すべて医師の診断書をとっていただいて、それに基づきまして、個別の対応計画というのを定めてございます。教育長が先ほどおっしゃったような格好で、完全除去の部分もございまして、一部除去の対応をさせていただいております。多くにつきましては代替のもので、栄養価につきましても担保させていただいておりますという部分が多ございます。

それぞれ個別に、品目をあげておるわけですが、一般的には卵が多い状況になってございまして、それから、除去食の個別計画を立てるにあたりましては、毎月、栄養士、調理員、保護者のもとで、3者で協議を行いまして、所長ないし担任が同席した中で、除去食の指示書の確認を行いまして、今、対応をしておるという状況でございまして。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） では、できれば一番めざすべきところは代替で、それが難しければ除去していったら、それが難しければ弁当という段階で、理想としては代替をやりたいという方針が二つともあるということですのでよろしいですね。僕もそれで望ましいと思うわけです。

国の方で、これは平成26年3月、今年、学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議、国じゃないですね、たぶん文科省が委員会をつくって、なんかやったとこだと思うんですが、基本的な考え方としては、食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることをめざすことが重要というのが書い

てあります。僕もそう思います。

国の方としても、2014年6月20日、今年の6月20日に、アレルギー疾患対策基本法というのを作りまして、国、地方公共団体、医療保険者、医療関係者及び学校に対してもアレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定をするとともに、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを求めているという内容で、また学校、児童福祉施設、障害者支援施設などに対し、アレルギー疾患を有する児童に適切な医療的、教育的、配慮をしなければならない。これがアレルギー疾患対策基本法ということですね。

国及び地方公共団体は、アレルギー疾患医療を適正に提供するためには、学校や医療機関と連携、協力体制を確保すること。学校の教職員への研修の機会を確保し、正しい理解を深めるための教育を推進することなどというのが、6月にできたので、そういった流れ、つまり国としてもアレルギーというものを、行政の中でちゃんとしたシステムとして取り組んでいきなさいよということですね。

この個別・個別で、保育所は保育所で考えていたり、学校は学校で考えていたり、その子のクラスの担任だけが考えていたりじゃなくて、全体として公共として方針を持って、何かしていきなさいというのができたわけです。という流れから、説明あった中で、今も質問していて、常に教育委員会と生活福祉課、保育所と小中学校というのが管轄が分かれていますし、病院であれば病院の事務局の話になって、話が分かれていくと。同じことを僕は一人に聞いたほうが、すごく明確でわかりやすく、町の方針というのがある、そういうのがパッとわかるような感じですが、今こう分かれているということがありまして、なにか他の自治体では結構しているんです。町全体としてのアレルギー対策に関するマニュアルを、保育所とか小学校をまたがすにつくったりしているということをしているんですが、そういったことについての取り組みというのは、どうですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今はしてませんが、やはりこれだけの小さな町でありますから、たえず情報共有しながら対応ができると、こんなふうに思っています。問題はないと思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 小さな町なので、小さなことを、細かな情報把握ができるということですが、今まではそうであったかもしれません。それが、最初のデータを見てもわかるように、年々増えていきますし、年々重度の子どもも増えていくはずで。例えば、皆さん聞いたことあるかもしれないですが、ここに表にエピペン保持者と書いてあるんです。エピペンというのは、アレルギー反応が起こったときに、打つ注射ですね、アドレナリン注射で、このエピペンというものを症状が起こったときに打つと、緩和されると。

最初に話した調布市の小学5年生の女の子が死亡した例でも、女の子はエピペンを持っていたんですけども、それが適切に打たれなかったから亡くなったというのが、原

因の一つとして考えられていますので、そういうものがあります。そのエピペン保持者というのは、数字から見てもらいますと、小学生で0.4%、中学校で0.2%、高校で0.1%の子が持っているというのが、去年のデータとしてあります。

これは昔はそんなに多くなかったんですが、最近ではそういうものを持つことになって、過去5年間で408件が、小中学校で打たれたと。それは本人が打ったり、教職員が打ったりという事例があって、5年間で408件という全国ですが、そういったことになってきているということがあります。

だから、今は細かな対応が少人数だから、小さな町だからできるということがあるかもしれませんが、いずれ重度の子、そういうエピペンを持つ子というのが増えてきたら、何かあったら、そのところだけが責任を問われるということになりかねないわけです。町全体として確かなマニュアル、方針があって、こういう事態が起こったら、こうするというのがあって、はじめて責任の所在が明らかになるといいですか、個別に対応していると、その現場におる人だけの責任になるというのが、私は怖いのでつくったほうがいいと思います。

ということも含め、今、重度の人が増えていくというような話をしたので、例えば重度の子がきたら、保育所の受け入れはどうなっているのか。小中学校はすごい重度の子は、受け入れないという、小中学校の場合はないと思いますが、その受入体制という意味ではどうですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所のほうにおきましても、よほど重度でない限りは受け入れをさせていただいておるような状況でございます。過去に、かなり重度な方がみえて、ご相談した上で、町内の保育所には行かれずに、よそのところへ行かれたという経緯があったようでございます。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） もちろん小中学校は。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 過去に受け入れてないというような事例があったということですが、実際に起こった事故という面では、保育所と小中学校、アレルギーで救急車で運ばれた子がいるとか、意識を失った子がいるとかという事故件数という意味では、過去何年間に何回というのはありますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 中学校ではないんですけども、小学校で2年ほど前に、卵アレルギーと卵アレルギーの子が、マヨネーズが一部サラダの中に入っていたということで、ちょっとアレルギー症状が出たというのと、それからチーズアレルギーの子どもが、サラダにこれも少量の粉チーズが混ざっていたということで、ちょっとアレルギー症状が出た事故が2件ほどありましたけれども、大事にはまったく至っておりません。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所の方ですけれども、12年ほど前になろうかと思うんですけども、卵アレルギーによる事故が1件あったということを報告聞いております。アレルギーの反応を起こされて、医療機関にかかり1日入院されましたということで、入院はされたんですけども、大事には至らなかったという案件があったという報告を聞いております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） いずれも食物アレルギーですね、食べ物に関することだと思います。そういった場合、弁当とか代替とか、除去とか、手法は先ほど聞いたんですが、調理場がどうなっているか。例えばアレルギー専門の部屋になっているのか。アレルギー専門につくる人がいるのか。アレルギー専門のコンロがあるのか。アレルギー専門の鍋があるのかという状況は、各どうなっていますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 特に特別にアレルギー用の鍋とか、そんなのはありません。ただ一番最後に、例えば先ほど話させてもらったように、チーズを後から振りかけるのに、後から入れますので、そのものには入れないとかいう形で、一応行程としては、一つのパターンで最終的に分けていくわけですけれども、元々給食につきましては、今日は誰々に除去食の何を出すということは、朝から確認しながらやるということです。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所につきましては、個別で代替ものをつくる分については、別の鍋等で作成をしております。それ以外のものについては、一緒にしとるんですけども、代替物ということで、抜いたものを、少人数分つくりますので、別の鍋で調理しておると聞いております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 先ほどいった僕のパターンは全国的にそういう手法をとっているというのがあって、玉城町の場合は小中学校は、事後処理ですね、後でそれを振りかけたり、振りかけなかったりでていかと、保育所のほうは鍋はアレルギー専門、鍋も前が残っていると、それにもアレルギー反応がでるとというのが事例としてありますので、そうすべきかと思えます。

除去はわかりました。

それが調理委員会さんは、わかりますよね。つくったんで、これが除去食だとか、そうでないか、何があって、誰のためにこれをつくられているのかというのがわかっていると思うのですが、それが配膳されて、該当の児童にたどり着くまでというのは、どういった手法でしています。

例えば食器の色を変えとか、ネームプレートを配膳のところに置くとか、教師がアレルギーの子のものを持ってくるとか、いろいろな手法があるんですけど、玉城町の場合

は、そのつくられたものがどう配膳されていますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 除去食につきましては、該当の食事を一応できあがった時点で、ラップします。それで、ラップした後、学級名、個人名と、何を除去したということを札をつくって、それに書いてありまして、それを添付してワゴンに乗せられて教室に運んで、その点から担任の先生が、本人の机の上において、本人を確認した中で、給食を配膳して、その後、食べるということになっております。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所におきましては、未満児と3歳、4歳、5歳とで対応を分けてございまして、未満児につきましては、なかなかうまく理解をしていただけない部分もあろうかという中で、個別の机に座られて、ちょっとそっちをとらせていただいております。

それから後、3歳、4歳、5歳につきましては、クラスのメンバーでも認知をしておりますので、誰々君はこういうものが食べられないから、これですということで、クラスのメンバーにも理解を求めている状況でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 一連の流れはわかりましたが、それが十分かといえば、もっと沢山の目があって、もっと有効的な手法があるのではないかなと思います。それは、アレルギーのお皿を変えるとか、そういうものもまだ手法として、全国には先進例としてはあるんで、そういうことをしていいかなと思いますが、重要なのは、誰もがその子がこういうアレルギーで、こういう過程を経て食べているということを認知することだと思います。

それは、クラスメートでもですし、担任の先生も、そして本人も、そういうことが重要だと思います。1年半ぐらい前に、アレルギーのことを勉強しようかなと思って、東京都板橋区へ行ってきて、ここかなり先進的なので見たのですが、大きなアレルギーに対するスタンス、それとしては、やっぱり制約のあるなかでも、食べることの大切さと楽しさを子どもに伝える。食物アレルギーの自覚をきちんと持てるように支援する。食物アレルギーに対する周囲の理解を含めるという、この3つを大きな目標として、東京の板橋区はアレルギーの教育をしています。

僕もそうだと思いますし、これがあって、はじめてただ除去するだけ、ただその子アレルギーから遠ざけるということじゃなくて、学問というか、教育として、そういうことであれば最高だと思いますが、そういった意味でいうと教師がアレルギーについての知識があるというのが、その全体が知っていくためのつなぎ役になると思うのですが、最初にいったアレルギー疾患対策基本法、今年の6月にできたやつですけども、それでも教師に研修を受けさせて、そういう理解を深める機会をつくらなければならないとなっていますし、教師の対応としては、どうですか。

それは、アレルギー全体に対しての勉強の機会もあるでしょうし、例えば先ほど話でいった症状が出たときに、緩和するエピペンを打つ、つまり薬を処方する。そういうものを教師がやってもいいのか。やったらいかんという自治体もあるそうですので、玉城町はそういう薬の処方をやってもいい自治体なのか。また、その薬に対して勉強する機会を与えているのか。またはアレルギー疾患全体に対する、何かそういうのをしているのかというのを伺います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 保育所とは違うと思うんですけども、小中学校につきましては、やはり子どもたちの教育の場ですので、その場を生かした取り組みが行われておるのが通常であります。本来、アレルギー疾患に関しては個人情報にも関わってきます。

それで、その点から注意を払っていかなければならないと、学校現場も考えておるんですけども、やはり除去食等が出てきた場合、子どもたちもわかってしまいますので、その時点でわかってもいいようにということで、学級の中で、やはりアレルギー疾患の話もされるようです。

そして、子どもたちの中に命を大切にするという点から、そういう点での学級の道徳とか、さまざまな機会を使って話をして、子どもたちに理解をしているところであります。

それから、県教委の研修の分野でも、食物アレルギーの適切な対応という講座も設けられでおりまして、講義とか事例見識も先生方に参加していただいておりますけども、特に養護教諭はさらにもう少し、専門的な研修も受けていただいております。

それから、エピペンの件がありましたけれども、エピペンを持っている子どもは、小学校では3人おります。中学校は0です。

その点から、かつてはアナフィラキシショックに対するエピペンの注射というのは、注射をするということで先生方が医療行為と考えられておったのですけれども、最近は、エピペンの注射というのは、医療行為とされながらも、本来、医師とか看護師しか注射できないとされていたんですけども、この注射というのは医療行為とは違って、反復継続しない意図がないものと認められるので、いわゆる繰り返し繰り返し、お医者さんが注射を打つのは違って、その一時的なものであるということで、医療行為には医師法の違反にはあたらないという判例がありますので、それを基に先生方は保護者の承諾を、原則、基にしまして、先生方もエピペンを打ってもらうようにということで、各学校では先生方もエピペンを持っている3つの小学校につきましては、エピペンを打つ練習もされているということでもあります。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所でも同様でございます、アレルギー関係の講師を招いての研修、保育士、調理員、全体での研修を、隔年で行ってございます。

また、一般の保育研修の中でもアレルギー研修が含まれてございます。それから、先ほ

どちょっと答弁が漏れておったんですけども、除去食につきましては、提供する皿の種類を変えて提供させていただいておるということでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 研修の機会について、ちょっと答弁が薄かったと思うので、そこだけお願いします。そっちはありましたよね

○教育長（山口 典郎） 県教委の研修と。

○4番（北川 雅紀） 全体、それエピペンだけじゃないですか。

○教育長（山口 典郎） いいえ、全体さっき言ったけど、もう一回。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 食物アレルギーへの研修は、エピペンは学校で練習をしておるんですけど、先生方も県教委の研修の講座で、食物アレルギーへの適切な対応という講座がありまして、講義それから事前研究を提供してもらいながら、先生方の対応力を学んでいただいております。

それから、養護教員につきましては、もう少し専門的な観点から、さらに詳しい研究を進めていただいております。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所でも同様にエピペンをお預かりしておる園児さんおりませんけども、一応その対応ということの中で、一応内部のマニュアルの方で定めてますようですけども、一応複数の職員が状態を確認した中で、エピペンを投与するという格好になっています。

それから、厚労省のほうのアレルギー対応のガイドラインでQ&Aの中かで、先ほど教育長言われたように、医療行為にあたらぬということ、24年3月に修正されておりますので、保育所の所長及び担任の方で確認をした中で、投与するという格好で今やっております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） どちらとも栄養教諭とか、例えばアレルギーの子がいるクラスの担任だけが研修とかに行くのではなくて、広くやっているということで、それはそういう体制のほう望ましいのでいいかなと思います。

これで内部というのですか、本人、クラスメート、職員というのはわかったのですが、外部、例えば救急隊とか、そういった部分との連携、対応の仕方というのは、なにか事前にありますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 今のところ、そういう対応がありませんでしたので、特に今のところありません。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 昨年度からちょっと消防署のほうと、協議もさせていた

だいた中で、エピペン投与につきましては、内部で論議させていただいております、消防署の隊員の方で打ってもらえないかということの話もさせていただいた経緯もございます。連携等については十分とらせていただいております。消防署の隊員の方で投与することはできないというお返答をいただきましたので、所長と担任なり2名で確認しての対応、今、させていただいております。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） これは生活福祉のほうへの質問になるのですが、小学校もありますね、給食についてのおかわりについては、食物アレルギー対象者のおかわりは、どうなっているのかということと、放課後児童クラブがありますよ、あそこではおやつを出すと思うのですか、そこについての対応はどうなっていますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎君。

○教育長（山口 典郎） 各学校でもやはり子どもたち、よく食べる子、少ない小食の子がおります。それで、平均的におかずは渡すわけですが、余った場合は、やはり皆さんに欲しいものということで、担任の先生方が欲しいものについて来なさいということで、じゃんけんをさせたりして、均等に分けたりしています。

ただ、除去食の該当の子どもは、もちろんそういうことを確認の先生が把握しておりますが、「あんたは、あかんよ」と、調布市では、それが原因で起こったわけです。調布市のチーズ入りのちぢみについては、それで、そういうところをやっぱり担任がしっかりと把握していなかっただけでなく、やっぱりこの5年の子どもが「私は大丈夫食べるんや」と言って無理に食べたというところも、問題があると思うんですけども、そういった点も、やっぱり事例も、担任の先生方にお示ししながら、子どもが言っても、やっぱりアレルギー反応というのはおそろいということ、認識しながら、説得するようにさせていただいております。以上です。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所におきましては、担任の保育士等が取り分けて、お代わり等につきましては、対応させていただいております。

担任の保育士につきましては、朝の朝礼の場で、その日の除去食の内容等、把握しておりますので、そのような間違いのないような格好でなっております。食べれる場合は食べていただく、除去食の方で食べれない場合については、おかわりないという格好になります。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） それでは、教育委員会と生活福祉の方は聞いてきたんで、病院の方ですが、ケアハイツや病院食、病院の方でも食事を出していますが、そこは何か取り決めマニュアルや考え方というのはありますか。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） 現在のところ病院及びケアハイツにつきましては、入

院、入所に際しまして、看護師さんでありますとか、ケアマネージャー、管理栄養士の方が、本人また家族の方からアレルギーの聴き取りをさせていただきまして、個別に対応はさせていただいております。

教育委員会ならびに生活福祉のように、事前に個別な対応ということはさせていただいておりませんで、実際のところ施設が医療・介護現場でございますので、担当の者が対応するという事になっております。

以上です。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 申し訳ございません。答弁漏れがございました。

放課後児童クラブの対応につきましての部分が抜けておったかと思っております。放課後児童クラブにおきましても、お預かりしている子どもの中で、6名ほど食物アレルギーの方がみえますので、その方についてのおやつ等の提供につきましては、裏面の表示っていうんですか、内容を確認させていただいて、提供させていただいておるという状況でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 小中学校も保育所、放課後児童クラブ、おやつについては、個人の診断書みたいなデータ表があって、それに該当、大丈夫だと思うものは、おかわりしていいし、おやつとしても再度提供するという事で、いいんですか。そういう方針ということでよろしいですか。

そういう子供たちは、まったくおかわりできないというのは楽だと思うんです。そうすれば危険性もなくなりますし、リスクも回避できるんですが、やはり話の真ん中で言ったように、みんなが同じように食べれるというのが望ましいと思っておりますし、そういったことを回りたちも理解し、本人も自覚しながら、同じようにやっていけるというものがいいと思うんです。

なので、今日、確認したことは、それぞれあるんですが、もっとシステムチックに町全体として決めた方が、個人の責任とかにならないですし、やっぱり保育所から小中学校にあがっていくので、データの共有もできるであろうし、それが同じような職員配置とか違うかもしれませんが、同じような対応をしていくのであれば、その回りの児童も理解しやすいですし、本人も理解しやすい、親も理解しやすい、同じ玉城町として、そういうルールづくりをして、体制をつくって、こういうアレルギーにはこういう対応をしている、こういう子にはこういうことができないということを認識して、ルールをつくっていった方が、町として明確でいいかなと思うので、今後そういうアレルギーの統一マニュアルみたいなもの、他の自治体も結構つくっているんで、これは本当に時代の流れとしては大切なことですし、命に関わることなので、やっていっていただきたいと思っております。

そして、私の質問、2点あると申し上げたのですが、時間配分が予想とは反しまして、

課をまたいだ質問だったので、長引いてしまいまして、この2問目の農地・水・環境保全向上対策、多面的機能支払交付金についてですが、次回の議会でやらせていただきたいと思います。

今回、調べていただいて、手間をかけてしまったんですが、ちょっと時間配分を私がミスしまして、これは次回の質問とさせていただきます、今回はこのアレルギーのことだけ、重要なことですので、細かい条項のこと、今回でも食器を変えよう改善策は、さらに上をめざしていけばあると思いますし、職員の研修もこういうのがあるとか、あると思いますし、認知の仕方、職員の情報共有の仕方、アレルギー対策、例えば食物アレルギーだけの話を重点的にしましたが、ぜんそくのことやアトピーの子は、ほこりがあるところには行かせないとか、そういうこともちゃんとルールづくりをしてやっていけば、生まれながらにアレルギー疾患がある子ども、有意義に過ごさせていけるとと思いますので、そういったことを徐々にでも、小さいことでも改善していただきたいと思います。

以上で私の今回の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（風口 尚） 以上で、4番 北川雅紀君の質問は終わりました。

## 閉議の宣告

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

来る9月16日は、午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後2時48分 散会)